

第 12 次

沖縄県交通安全計画（素案）

（令和 8 年度～令和 12 年度）

沖縄県交通安全対策会議



ま え が き

沖縄県では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、過去11次にわたる交通安全計画を策定し、国・市町村等の関係機関及び関係団体の協力の下に、県内の陸上交通における安全対策を実施してきた。

その結果、昭和48年に123人が交通人身事故（以下「交通事故」という。）で死亡した時期と比較すると、令和7年の死者数は40人と約7割の減少となった。

交通事故の発生状況をみると、平成23年に過去最多となる6,788件をピークに減少を続け、令和7年には2,809件となり、令和2年以降は毎年3,000件を下回っている。

これは、関係機関・団体はもとより、県民を挙げた努力の成果であると考えられる。

しかしながら、悲惨な交通事故はいまだ発生しており、交通事故防止は、国、県、市町村及び関係団体だけでなく、県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題である。

人命尊重の理念の下、「日本一交通安全な沖縄県」を目指して、陸上交通の安全対策全般にわたる総合的かつ計画的な施策の大綱を定めて、引き続き、諸施策を強力に推進していかなければならない。

第12次の交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、国の関係地方行政機関及び県においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、市町村、関係団体と連携し、県民の十分な理解と協力の下、これを強力に実施するものとする。

目 次

計 画 の 基 本 理 念.....	1
第 1 章 道 路 交 通 の 安 全.....	6
第 1 節 道 路 交 通 事 故 の な い 社 会 を 目 指 し て (基 本 的 考 え 方)	7
第 2 節 道 路 交 通 の 安 全 に つ い て の 目 標	8
I 道 路 交 通 事 故 の 現 状 と 今 後 の 見 通 し.....	8
1 道 路 交 通 事 故 の 現 状.....	8
2 道 路 交 通 事 故 の 見 通 し.....	9
II 交 通 安 全 計 画 に お け る 目 標.....	9
第 3 節 道 路 交 通 の 安 全 に つ い て の 対 策	11
I 今 後 の 道 路 交 通 安 全 対 策 を 考 え る 視 点.....	11
< 重 視 す べ き 視 点 >.....	11
(1) 高 齢 者 を 交 通 事 故 か ら 守 る と と も に 交 通 事 故 を 起 こ さ ない た め の 総 合 的 な 対 策.....	11
(2) こ ど も の 安 全 確 保 た め の 環 境 整 備.....	12
(3) 歩 行 者 の 安 全 確 保 た め の 意 識 変 容.....	13
(4) 自 転 車 の 安 全 確 保 た め の 法 令 遵 守 と 通 行 環 境 の 整 備.....	13
(5) 飲 酒 運 転 の 根 絶.....	14
(6) 二 輪 車 の 安 全 対 策 の 推 進.....	15
(7) 外 国 人 の 交 通 安 全 対 策 の 推 進.....	15
(8) 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 を 始 め と す る 小 型 モ ビ リ テ ィ の 法 令 遵 守 の 徹 底 と 安 全 対 策 の 推 進.....	16
(9) 生 活 道 路 に お け る 歩 行 者 等 の 安 全 確 保.....	16
(10) 先 端 技 術 の 活 用 推 進.....	17
(11) 交 通 実 態 等 を 踏 ま え た き め 細 か な 対 策 の 推 進.....	17
(12) 地 域 が 一 体 と な っ た 交 通 安 全 対 策 の 推 進.....	18
II 講 じ よ う と す る 施 策.....	19
1 道 路 交 通 環 境 の 整 備.....	19
(1) 生 活 道 路 等 に お け る 人 優 先 の 安 全 安 心 な 歩 行 空 間 の 整 備.....	19
(2) 高 速 道 路 の 更 な る 活 用 促 進 に よ る 生 活 道 路 と の 機 能 分 化.....	22
(3) 幹 線 道 路 に お け る 交 通 安 全 対 策 の 推 進.....	22
(4) 交 通 安 全 施 設 等 の 整 備 事 業 の 推 進.....	26

(5)	高齢者等の移動手手段の確保・充実.....	27
(6)	歩行空間のユニバーサルデザイン化.....	28
(7)	無電柱化の推進.....	28
(8)	効果的な交通規制の推進.....	28
(9)	自転車利用環境の総合的整備.....	29
(10)	ITSの活用.....	29
(11)	交通需要マネジメントの推進.....	30
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備.....	32
(13)	総合的な駐車対策の推進.....	33
(14)	道路交通情報の充実.....	34
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備.....	35
2	交通安全思想の普及徹底.....	37
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進.....	38
(2)	効果的な交通安全教育の推進.....	44
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	44
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進.....	52
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進.....	53
3	安全運転の確保.....	54
(1)	運転者教育等の充実.....	54
(2)	運転免許制度の改善.....	57
(3)	自動運転等の安全の確保と支援.....	57
(4)	安全運転管理の推進.....	58
(5)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進.....	58
(6)	交通労働災害の防止等.....	60
(7)	道路交通に関連する情報の充実.....	61
4	車両の安全性の確保.....	63
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進.....	63
(2)	自動運転車の安全対策活用の推進.....	65
(3)	自動車アセスメント情報の提供等.....	65
(4)	自動車の検査及び点検整備の充実.....	66
(5)	リコール制度の充実強化.....	67
(6)	自転車の安全性の確保.....	67

5	道路交通秩序の維持.....	69
(1)	交通指導取締りの強化等.....	69
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進.....	72
(3)	暴走族等対策の推進.....	72
6	救助・救急活動の充実.....	74
(1)	救助・救急体制の整備.....	74
(2)	救急医療体制の整備.....	76
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等.....	76
7	被害者支援の充実と推進.....	77
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等.....	77
(2)	損害賠償の請求についての援助等.....	78
(3)	交通事故被害者支援の充実強化.....	79
第2章	軌道交通の安全.....	82
第1節	軌道事故のない社会を目指して（基本的考え方）.....	83
I	軌道事故の状況.....	83
II	交通安全計画における目標.....	83
第2節	軌道交通の安全についての対策.....	83
I	今後の軌道交通安全対策を考える視点.....	83
II	講じようとする施策.....	84
1	軌道交通環境の整備.....	84
2	軌道交通の安全に関する知識の普及.....	84
3	軌道の安全な運行の確保.....	84
(1)	保安監査の実施.....	84
(2)	運転士の資質の保持.....	84
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用.....	85
(4)	気象情報等の充実.....	85
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応.....	85
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施.....	85
(7)	計画運休への取組.....	85
4	救助・救急活動の充実.....	86
5	被害者支援の推進.....	86

計画の基本理念

【交通事故のない沖縄県を目指して】

真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、県民全ての願いである安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を実現することが極めて重要である。

しかしながら、今なお、交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関を始め、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない「日本一交通安全な県」を目指すことを再認識すべきである。言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、改めて交通事故被害者等の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、新たな一歩を踏み出さなければならない。

【人優先の交通安全思想】

今日の社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが必要不可欠である。道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通について、高齢者、障害者、こども等の交通弱者の安全を一層確保する必要がある。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。また、思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人一人の状況に応じた支援が求められる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していく。

【少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

道路交通については、高齢の歩行者や自転車利用者の交通事故とともに、高齢運転者による交通事故の防止は、喫緊の課題である。一方、事業用自動車においては、少子高齢化の進展に伴う人手不足のため、運転者の確保が困難となり、移動手段が減少していく課題に向き合う必要がある。

こどもから高齢者に至るまで安全に移動ことができ、安心して移動を楽しむ豊かな人生を送ることができる社会の構築を目指す。

1. 交通社会を構成する三要素

本計画においては、このような観点から、道路交通と軌道交通における達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととする。

具体的には、①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関及び③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、県民の理解と協力の下、強力に推進する。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転・運航を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図るとともに、不断の制度の見直しを行う。また、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。

交通社会に参加する県民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。交通事故被害者等の声を県民が直接聞く機会を増やすことも安全意識の向上のために有効である。

さらに、県民自らの意識改革のためには、県民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接関わるなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与することができる仕組みづくりが必要であり、県においても、それぞれの実情に応じて、かかる仕組みを工夫する必要がある。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術の活用とともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実とともに、これら関係施設の老朽化対策等を図るものとする。特に交通安全施設等の老朽化対策は、社会のインフラ対策として、計画的な推進が必要である。

また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や軌道等の交通機関との分離を図ること等により、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道や自転車通行空間の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

1 なお、これらの施策を推進する際には、地震や津波等に対する防災の観点にも適
2 切な配慮を行うものとする。

4 **2. これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項**

5 **(1) 人手不足への対応**

6 交通に関わる多岐にわたる分野・職種において人手不足の影響がみられ、自動化・
7 省力化、外国人材の活用等の進展もみられる中で、安全が損なわれることのないよう、
8 人材の質を確保し、安全教育を徹底するなどの取組が必要である。

9 また、人手不足に対応する上で自動運転技術や MaaS※等による交通サービスの高
10 度化や EBPM ※等のデータ活用、サービス・業務改革等のベスト・プラクティス創出
11 と標準化及び横展開を進める地域交通 DX の推進は効果的であることから、移動の利
12 便性向上のため、これらの先進技術を積極的に導入していくことが重要である。

13 ※ MaaS : Mobility as a Service

14 ※ EBPM : Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案

15 **(2) 増加する外国人運転者等への対応**

16 本県の在留外国人数及び訪日外国人数は増加しており、今後も更なる増加が予想さ
17 れている。

18 そうした状況で、今後、日本の交通ルールを十分に理解していない外国人の移動に
19 伴う交通事故のリスクが高まらないよう対策を講じることが重要である。特に、道路
20 交通の分野では、訪日外国人や外国籍の日本の運転免許保有者の増加を背景に、外国
21 人運転者による交通事故件数が近年増加している。

22 また、自動車運送業分野等が特定技能制度の対象となるなど、今後、外国人運転者
23 の更なる増加が予想されるほか、外国人の歩行者や自転車等利用者も必然的な増加が
24 見込まれる。

25 このため、県、市町村、関係団体、地域社会や外国人労働者を雇用する企業、観光
26 事業者、レンタカー事業者、シェアリング事業者といった関係者それぞれが交通安全
27 教育の必要性を認識し、一体となって取り組み、様々な場面で交通安全教育や日本の
28 交通ルール・マナーの周知、理解促進を図り、交通事故のリスクを低減させる取組が
29 必要である。

30 **(3) 先進技術導入への対応**

31 道路交通の分野では、衝突被害軽減ブレーキを始めとした先進安全技術が普及・進
32 展し、交通事故の減少への貢献がみられる。

33 先進技術の導入に当たっては、安全性の確保を前提として、社会的受容性の醸成を
34 進めるとともに、性能を過信・誤解することなく、正しく理解し、利用するよう広報
35 啓発等を進めることが重要である。

36 このほか、新たなモビリティについても、安全性の観点からの議論を深めるととも
37 に、安全な利用を徹底するためのルールの周知や先進技術の活用といった取組が必要

1 である。

2 **(4) 高まる安全への要請と交通安全**

3 自然災害の影響、インフラの老朽化、治安、感染症等、様々な安全への要請が高ま
4 る中、確実に交通安全を図るために、安全に関わる関係機関はもとより、多様な専門
5 分野間で、一層柔軟に必要な連携をしていくことが重要である。

7 **3. 横断的に重要な事項**

8 **(1) 先端技術の積極的活用**

9 今後も、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するために、あ
10 らゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進す
11 る。

12 また、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として、交通事故原因
13 の総合的な調査・分析の充実・強化を図るものとする。

14 **(2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実**

15 交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、
16 緊急通報システム等の交通事故発生時における緊急車両の迅速な現場急行を可能に
17 するサービスの更なる普及を図るとともに、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の
18 治療の充実等を図ることが重要である。

19 また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、交通安全の分野
20 においても交通事故被害者等に対する支援の更なる充実を図るものとする。

21 **(3) 参加・協働型の交通安全活動の推進**

22 交通事故防止のためには、県、市町村、国等関係機関をはじめ地域の民間団体等が
23 緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、各種施策
24 の計画段階から県民が参加できる仕組みづくりに配慮し、県民が主体的に行う交通
25 安全総点検、地域の特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進す
26 る。

27 これら交通安全活動の重要な担い手となる関係民間団体は、人手不足や資金不足等
28 も相まって十分に活動することが困難となっていることから、こうした団体の継続的
29 な活動が確保されるように必要な支援を行うことで、交通安全活動を促進していく。

30 **(4) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化**

31 県民の日常生活を支え、一たび交通事故等が発生した場合には大きな被害となる公
32 共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、
33 運輸安全マネジメント評価を充実・強化する。

34 また、運輸安全マネジメント評価を通じて、事業者による防災意識の向上及び事前
35 対策の強化等を図ることにより、運輸防災マネジメントの取組を強化する。

36 **(5) EBPM の推進**

37 交通安全に関わる施策の実施に当たっては、可能な限り EBPM を推進するべく、諸

1 対策の効果を客観的に分析した事後評価結果を蓄積し、それに基づく事前評価システム
2 を対策立案に活用する必要がある。

3 EBPM の取組を強化するため、具体的には、交通安全に関する研究開発や調査研究
4 の充実等も含めて、その基盤となる各種データや統計の整備・改善に努め、多角的に
5 データや統計を収集し、各施策の効果を投入資源、アウトプット及びアウトカムに関
6 係を把握した上で検証し、より効果的な施策を目指す。

7

第1章 道路交通の安全

第1節：道路交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）
人命遵守の理念に基づき、究極的には、
交通事故のない「日本一交通安全な県」を目指す。

第2節：道路交通の安全についての目標

令和12年までに

- ① 24時間交通事故死者数を25人以下とする。
- ② 重傷者数を304人以下とする。

第3節：道路交通の安全についての対策

〈12の視点〉今後の安全対策を考える視点

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 飲酒運転の根絶
- ⑥ 二輪車の安全対策の推進
- ⑦ 外国人の交通安全対策の推進
- ⑧ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑨ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑩ 先端技術の活用推進
- ⑪ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑫ 地域が一体となった交通安全対策の推進

〈7つの柱〉講じようとする施策

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 道路交通環境の整備 | ⑤ 道路交通秩序の維持 |
| ② 交通安全思想の普及徹底 | ⑥ 救助・救急活動の充実 |
| ③ 安全運転の確保 | ⑦ 被害者支援の充実と推進 |
| ④ 車両の安全性の確保 | |

第1節 道路交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）**1. 道路交通事故のない社会を目指して**

安全で安心な沖縄県を実現させ、こどもから高齢者まで全ての県民が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

人命尊重の理念に基づき、究極的には、道路交通事故のない日本一交通安全な県を目指すべきである。

近年においては、小学生を始めとするこどもが関係する交通事故や高齢者が当事者となる交通事故が後を絶たない。次世代を担うこどものかけがえのない命を守るとともに、今後も続くことが予想されている少子高齢化の進展に適切に対処するため、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められている。

今後も、道路交通事故による死者数及び命に関わり優先度が高い重傷者数をゼロに近づけることを目指し、究極的には、道路交通事故のない社会の実現に向けて、全県を挙げて更に積極的な取組が必要である。

全国における本県の位置関係について見てみると、令和7年中に発生した全交通事故は、全国で287,023件、本県は2,809件で、うち死亡事故については、全国で2,495件、本県は40件（40人）であった。本県の全国に占める割合は、全交通事故件数にあつては約1.0%、死亡事故にあつては約1.6%となっている。

また、第11次沖縄県交通安全計画策定時からの課題であった飲酒絡み交通事故の構成率については、全交通事故が83件で2.95%、死亡事故が5件で12.5%と全国平均に比べ依然として高い割合となっている。飲酒運転根絶に関する県民意識の高揚を図るとともに、交通安全対策を充実し、地域での活動を強化していくことが重要であり、そのためにも交通安全に関する新たな仕組みや方策を生み出していく必要がある。

2. 歩行者の安全確保

人優先の交通安全思想の下、歩道の整備等により歩行者の安全確保を図ることが重要である。

3. 地域の実情を踏まえた施策の推進

交通安全に関しては、様々な施策メニューがあるところ、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組合せを地域が主体となって行うべきである。特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効であり、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて大きい。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災

と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

4. 役割分担と連携強化

行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながら、その連携を強化し、また、住民が交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

5. 交通事故被害者等の参加・協働

交通事故被害者等は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。

第2節 道路交通の安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

本県の交通事故による24時間死者数は、復帰直後の昭和48年に123人を数えたが、昭和49年以降着実に減少に向かい、昭和54年には66人まで減少した。その後、増減を繰り返し、平成5年には、昭和22年以降ワースト3に当たる115人を記録したが、平成8年以降100名以下と減少傾向に転じ、令和2年には統計上最小の22人を記録し、第10次交通安全基本計画の「令和7年までに24時間死者数を26人以下にする」という目標を達成した。

しかしながら、令和3年以降、24時間死者数は増加傾向となり、第11次交通安全基本計画の最終年である令和7年中の死者数は40人となった。

また、重傷者数については、平成21年から減少傾向が続いていたものの、令和2年以降は増減を繰り返して令和7年中に396人となり、第11次交通安全基本計画の「令和7年までに重傷者数を357人以下にする」という目標は遺憾ながら達成するに至らなかった。

交通事故件数及び負傷者数については、平成23年以降、減少傾向にあり、令和2年の交通事故件数は2,808件、負傷者数は3,290人となり、交通事故件数は平成2年以降30年ぶりに2,000件台、負傷者数は平成9年以降23年ぶりに3,000人台となった。

なお、年齢層別に、交通事故死者数割合の長期的推移をみると、令和元年の全交通事故死者数に占める65歳以上の割合は33.3%であったのに対し、第11次交通安全基本計画初年度の令和3年には42.3%、最終年度の令和7年には47.5%となっており、一層の少子高齢化に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合は大きくなってきている。

1 また、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になっているため、今後も、75歳
2 以上の高齢者の安全の確保は一層重要となる。

4 **2 道路交通事故の見通し**

5 道路交通を取り巻く状況は、社会経済情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると
6 見込まれる。令和3年から6年にかけては、交通事故死者数等が横ばいで推移して
7 いる。この要因として、当該期間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、5類
8 感染症への移行による広範囲な影響等も想定され、今後の見通しについては予断
9 を許さない状況である。したがって、継続的に推移を注視、分析し、変化に即応し
10 た施策立案、見直しを推進していく。

11 将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところであるが、交通手
12 段を車に頼る本県にあっては、高齢者の運転免許保有者数及び自動車保有台数の
13 増加が予想され、今後も高齢者や歩行者関連の交通事故による死傷者の増加が懸
14 念される。

16 **II 交通安全計画における目標**

17 【数値目標】	24時間交通事故死者数	25人以下
18	重傷者数	304人以下

19 道路交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、一朝一夕にこ
20 の目標を達成することは困難であると考えられることから、まずは死者数及び命
21 に関わり優先度が高い重傷者数をゼロに近づけることを目指し、国は、本計画の計
22 画期間である令和12年までに「年間の24時間死者数を1,900人以下にする」
23 「年間の重傷者数を20,000人以下にする」という目標を掲げている。

24 本計画における最優先の目標は死者数の減少であるが、重傷者が発生する交通
25 事故防止への取組が死者数の減少にもつながることから、命に関わり優先度が高
26 い重傷者に関する目標値を設定するものである。

27 これに基づき、本県にあっては、本計画の計画期間である令和12年までに、「年
28 間の24時間死者数を25人以下にする」、「年間の重傷者数を304人以下にする」
29 ことを目指すものとする。

30 上記の目的を達成するため、県、市町村及び国等の関係機関は、県民の理解と協
31 力の下、第3節に掲げた諸施策を総合的かつ強力的に推進する。

1
2

【参考】これまでの沖縄県交通安全計画の目標値と実数値

区分	計画期間	目標数値	実数値
第1次	昭和47年度 ～昭和50年度	歩行者死者数の半減 181人 → 90人以下	昭和50年 交通事故死者数 107人
第2次	昭和51年度 ～昭和55年度	過去最高時(昭和48年)死者数の半減 123人 → 61人	昭和55年 死者数 82人
第3次	昭和56年度 ～昭和60年度	死者数 61人以下	昭和60年 死者数 63人
第4次	昭和61年度 ～平成2年度	死者数 60人以下	平成2年 死者数 100人
第5次	平成3年度 ～平成7年度	死者数の減少 85.3人の10%減少 → 76.8人以下	平成7年 死者数 100人
第6次	平成8年度 ～平成12年度	死者数の減少 118人の20%減少 → 94.4人以下	平成12年 死者数 79人
第7次	平成13年度 ～平成17年度	死者数 65人以下	平成17年 死者数 63人
第8次	平成18年度 ～平成22年度	死者数 51人以下	平成22年 死者数 47人
第9次	平成23年度 ～平成27年度	死者数 39人以下	平成27年 死者数 41人
第10次	平成28年度 ～令和2年度	死者数 33人以下 死傷者数 6,600人以下	令和2年 死者数 22人 死傷者数 3,312人
第11次	令和3年度 ～令和7年度	死者数 26人以下 重傷者数 357人以下	令和7年 死者数 40人 重傷者数 396人

3

第3節 道路交通安全についての対策**I 今後の道路交通安全対策を考える視点**

令和2年中の交通事故死者数は22人と、交通事故統計上最小となったものの、その後増加傾向に転じ、令和7年中の交通事故死者数は40人となった。交通事故発生件数及び負傷者数は、平成25年から令和2年まで減少傾向であったものの、令和2年からほぼ横ばいに推移し、令和7年には交通事故発生件数が2,809件、負傷者数が3,365人となった。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつも、経済社会情勢、交通情勢、技術の進展・普及等の変化等に柔軟に対応し、また、変化する状況の中で実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効と見込まれる施策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限りEBPMを推進し、効果を検証して、必要に応じて改善していく。

このような観点から、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦被害者等支援の充実と推進の充実といった7つの柱により、交通安全対策を実施する。

その際、今後の交通安全対策については、次のような点を重視しつつ、対策を講ずるべきである。

<重視すべき視点>**(1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策**

本県における交通事故死者数に占める高齢者の割合は、令和6年が38.6%、令和7年が47.5%と、依然として高い割合で推移しているほか、高齢運転者による交通死亡事故の割合が約3割を占めるなど、高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生しており、高齢者の交通安全対策は喫緊の課題である。

また、交通事故死者数に占める歩行者の割合が高く、これらの大半が65歳以上の高齢者となっている。

一方、公共交通機関については、資格や研修を受けた運転士等によりサービスが提供されるといった特性上、安全性が高く、その利用促進が交通事故の発生抑制につながるものである。

こうした状況も踏まえ、高齢者については、主として歩行者、自転車利用者等の対策とともに、自動車運転者の安全運転を支える対策を推進する。推進に当たっては、交通安全教育等を地域の交通情勢に応じ、実施することが重要である。

なお、運転免許返納後の高齢者の移動を伴う日常生活を支えるための対策は、本計画の対象となる政策にとどまらないが、本計画の対策とも連携を深めつつ推進

1 することが重要となる。

2 歩行者、自転車利用者については、歩道や自転車通行空間の整備や生活道路の対
3 策、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動等のほか、多様なモビリティ
4 の安全な利用を図るための対策、地域の状況に適った自動運転サービスの活用
5 といった安全で安心な移動手段の確保等も重要になる。また、年齢等にかかわらず
6 多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方にに基づき、
7 バリアフリー化された道路交通環境を形成する。

8 高齢者の安全運転を支える対策については、身体機能の衰え等を補う技術の活
9 用・普及を一層積極的に進める必要がある。一方で、運転支援機能の過信・誤解に
10 よる交通事故が発生しており、運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術の
11 進展の状況について、交通安全教育等を通じて幅広く情報提供していく必要があ
12 る。

13 高齢運転者への対策として、普通自動車運転免許保有者のうち一定の違反歴があ
14 る75歳以上の者に対する運転技能検査が導入されており、引き続き、運転免許証
15 の更新時における運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習を適切に実施する
16 とともに実施課題の見直し等、高齢運転者の交通事故を防止するための新たな対
17 策を講じていく必要がある。

18 また、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした75歳以上
19 の免許保有者に対する臨時認知機能検査を実施するなどの対策を推進する必要が
20 ある。

21 (2) こどもの安全確保のための環境整備

22 少子化の進行が深刻さを増している中で、安心して子どもを生み育てることが
23 できる環境の整備、幼い子どもと一緒に移動しやすい環境の整備が期待される。本
24 県におけるこどもの交通事故死者・重傷者数は令和2年まで減少傾向となってい
25 したが、同年以降はほぼ横ばいで推移している。次世代を担うこどもの安全を確保す
26 る観点から、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路等
27 において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の
28 整備を積極的に推進するとともに、地域の交通情勢に応じた交通安全教育等の対
29 策を講じる。また、子どもを保育所等に預けて働く世帯が増えている中で、保育所
30 等を始め地域で子どもを見守っていくための取組を充実させていく必要がある。

31 このほか、令和6年8月、他県において、チャイルドシートを使用せずにシート
32 ベルトを着用していた児童が死亡する交通事故が発生したことを受け、同年10月、
33 関係省庁や民間団体から構成される「シートベルト・チャイルドシート着用推進協
34 議会」が開催され、チャイルドシートの使用について、6歳以上の児童でも身長等
35 の体格に合わせて使用すべき旨を重点的に広報するよう申合せがなされたことを
36 踏まえ、体格等の事情により6歳以上の児童がシートベルトを適切に着用できな
37

1 い場合にはチャイルドシートを使用することについて、こどもの安全確保をより
2 一層推進し、適切なチャイルドシートの使用を定着させる。

4 (3) 歩行者の安全確保のための意識変容

5 本県における歩行中の交通事故死者数は、令和2年から令和7年までの間、状
6 態別で3割以上を占めている。また、横断歩道において自動車が一時停止しないな
7 ど、自動車運転者の歩行者優先意識が十分に徹底されているとは言えない。特に、
8 高齢者やこどもにとって身近な道路の安全性を高め、歩行者の安全を確保するこ
9 とが必要である。

10 人優先の考えの下、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路、
11 通学路、生活道路及び市街地の幹線道路において、歩車分離式信号の整備、横断歩
12 道の設置や適切な管理、歩道の整備を始め、安全・安心な歩行空間の確保を積極的
13 に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。

14 また、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、自動車、自転車、特定
15 小型原動機付自転車の運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者
16 優先の徹底を周知するなど、運転者の歩行者保護意識の徹底を図る。

17 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に
18 従うことに加え、信号機のない場所で横断するときは手を上げるなど、横断する意
19 思を明確に伝える必要性があることを含め、安全を確認してから横断を始め、横断
20 中も周りに気を付けること、歩きスマホはしないこと等、歩行者が自らの安全を守
21 るための行動を促す交通安全教育等を推進する。

23 (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備

24 自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者
25 等と衝突した場合には加害者となるほか、自転車利用者による自転車の交通ルー
26 ルに関する理解が不十分であり、全国的に自転車利用者が当事者となった交通死
27 亡・重傷事故件数の約4分の3には自転車利用者側に何かしらの法令違反が認め
28 られる状況にある。

29 令和6年には道路交通法（昭和35年法律第105号）が改正され、同年11月か
30 ら自転車の運転中の携帯電話使用等（以下「運転中の携帯電話使用等」を「ながら
31 スマホ」という。）に対する罰則が強化され、酒気帯び運転が罰則の対象とされた
32 ほか、令和8年4月から自転車に対する交通反則通告制度が適用されることとな
33 った。これを踏まえ、官民が連携し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実
34 を図り、自転車の基本的なルールの周知徹底を図るとともに、自転車の悪質・危険
35 な違反に対しては、厳正な取締りを推進する。

36 また、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進す
37 るほか、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓

1 発等の対策を推進する。

2 さらに、駆動補助機付自転車（以下「電動アシスト自転車」という。）の普及が
3 進み、その交通事故が増加していることを踏まえ、交通事故の防止を図るための、
4 車両特性を踏まえた交通安全教育、広報啓発を推進する。

5 自転車の安全利用を促進するためには、車線や歩道の幅員の見直し等により、
6 歩行者、自転車及び自動車適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確
7 保を積極的に進める必要がある。特に、都市部において自転車の通行空間の確保を
8 進めるに当たっては、自転車交通の在り方や多様なモード間の分担の在り方を含
9 め、まちづくり等の観点にも配慮する。また、自動車の運転者に対しても、令和8
10 年4月から適用された自転車の側方を通過する際の安全確保に関する規定を始め、
11 車道を通行する自転車の安全を確保するための交通ルールについて周知を図る。

12 13 **(5) 飲酒運転の根絶**

14 本県の全人身事故に占める飲酒絡み人身事故の構成率は、平成2年の統計開始
15 から平成28年まで27年連続全国ワーストという不名誉な記録を更新し続けてい
16 ったところ、平成29年によろやくワーストからの脱却を遂げたものの、再び令和3
17 年から5年連続ワーストとなった。

18 飲酒運転根絶については、道路交通法の改正により罰則が強化されたことや、
19 平成21年10月に施行された「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき各種施策を推
20 進した結果、令和7年の飲酒絡み人身事故の構成率は2.95%と平成9年のピーク
21 時の約3分の1、飲酒運転の検挙件数は1,097件と平成10年のピーク時の約14
22 分の1に減少するなど一定の成果が見受けられる。

23 しかしながら、飲酒絡み人身事故の構成率及び飲酒運転検挙件数ともに全国と
24 比べると常に高水準で推移しており、未だ遵法精神が欠如した悪質な運転者が数
25 多く潜在している実態が窺えるなど、飲酒運転を取り巻く情勢は、依然として厳
26 しい状況にあることから、継続して飲酒運転根絶に向けた対策を推進することが
27 重要である。

28 このため引き続き、県民一丸となって「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた
29 諸対策を推進し、「飲酒運転をしない させない 許さない」社会環境を構築す
30 る。

31 また、飲酒運転の取締りにより、悪質な運転者等を道路交通の場から排除する
32 とともに、酒類提供者、同乗者及び車両提供者等といったいわゆる「飲酒運転周
33 辺三罪」に対する捜査を徹底する。

34 あわせて、令和5年12月1日から事業所における安全運転管理者に対するア
35 ルコール検知器を用いた運転者の酒気帯びの有無の確認が義務化されたことに伴
36 い、引き続き、事業所における酒気帯びの有無の確認が確実にされるような措
37 置を講じ、飲酒運転根絶に向けた更なる取組の強化を図る。

(6) 二輪車の安全対策の推進

近年の本県における交通事故死傷者に占める二輪車乗車中死傷者の構成率は、全国平均より高く、令和7年の構成率19.6%は全国平均の約1.8倍となっている。

また、二輪運転者による無理な追い越しや急な車線変更、渋滞車両間のすり抜け等の交通法令・マナー違反等が散見される状況であり、重大な事故に繋がりやすい二輪車事故防止対策について関係機関・団体と連携し、その対策を推進することが重要である。

二輪車の事故多発路線や通勤時間帯等における交通指導取締りを推進する。

関係機関団体と連携して、二輪車利用者に対し、法令を遵守すること、乗車用ヘルメットは顎紐をゆるみが無いようしっかりしめること、事故被害を軽減させるプロテクター等の着用することなどについての広報啓発活動を推進する。

(7) 外国人の交通安全対策の推進

本県における在留外国人、訪日外国人旅行者等が近年増加しており、日本の運転免許を保有する外国人も増加している。また、外国人運転者による交通事故件数も増加しているほか、外国人による無免許運転、飲酒運転、ひき逃げといった悪質な交通違反を伴う交通事故も発生している。さらに、トラック、バス、タクシーといった自動車運送業分野等が特定技能制度の対象とされるなど、外国人労働者の受入れ増加に伴い、外国人運転者も更に増加していくことが見込まれる。

外国人が本県において自動車等を安全に運転できるよう、外国人運転者に対し、日本の交通ルールやマナーについて理解を徹底させ、交通安全への意識変容を図るための取組を強化する必要がある。

取組を強化するに当たっては、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育や広報啓発を行うとともに、外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育や安全運転管理の強化（外国人運転者の運転技術に応じた個別指導の推進）等、関係省庁、県、市町村、関係団体、地域社会や外国人労働者を雇用する企業、観光事業者、レンタカー会社、シェアリング事業者といった関係者それぞれが連携した横断的なアプローチが必要である。

加えて、外国人の歩行者や自転車、特定小型原動機付自転車等利用者に対しても、外国人運転者と同様に日本の交通ルール等について理解を促進して、交通安全への意識変容を図り、外国人が当事者となる交通事故の抑止に取り組む必要がある。

また、外国人にとって分かりやすい英語を併記した規制標識の整備や案内標識の英語表記改善、路面標示を活用した注意喚起等を推進する。

さらに、外国の運転免許から日本の運転免許に切り替える、いわゆる「外免切替」制度についても、厳格な運用を図る。

(8) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

特定小型原動機付自転車について、利用者による交通事故実態や違反の状況を踏まえ、関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底や、交通安全教育等の交通安全対策を推進するとともに、交通指導取締りを強化する。また、その際には、事業者による新たな技術を活用した取組を促す。

ペダル付き電動バイクについては、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、運転には運転免許を要して、ヘルメットの着用が義務とされていることに加え、ナンバープレート、方向指示器等が必要なこと等について、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連携して、周知を徹底する。また、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化するとともに、ペダル付き電動バイクを電動アシスト自転車と称して販売する違法販売事業者対策を推進する。

このほか、電動車椅子は歩行者であることについて周知に努めるとともに、安全な利用のための交通安全教育を推進する。

さらに、遠隔操作型小型車の届出制度が道路交通法に新設され、自動配送ロボットによる荷物・飲食物等の配送が各地で行われており、関係機関や事業者と連携して安全対策を推進する。

(9) 生活道路における歩行者等の安全確保

生活道路における子どもや高齢者の交通事故死者数は近年下げ止まり傾向にあり、交通事故減少のため、子ども、高齢者、障害者を含む全ての歩行者、自転車等が安全で安心して通行できる環境を確保し、生活道路における歩行者等の安全確保のための取組を進め、「生活道路は人が優先」という意識を県民に浸透することを目指す。

生活道路の安全対策については、歩行者や自転車等の安全を確保するため、歩道の整備やハンプ※の設置、無電柱化、歩車分離式信号の整備、必要な箇所に対する交通規制の実施、交通情報の提供、事故データの客観的な分析による事故原因の検証といったハード・ソフト両面の対策を組み合わせる。

特に面的対策が必要な地区については、区域内の速度や通過交通の抑制を図るため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を中心とする対策である「ゾーン 30」や、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制に加え、ハンプやスムーズ横断歩道※といった物理的速度抑制を適切に組み合わせた「ゾーン 30 プラス」の整備を一層強力に推進する。

また、引き続き、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備を進めるほ

1 か、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進するなど、生活道路における適切な
2 交通指導取締りの実施、安全な走行方法の普及、幹線道路を通行すべき自動車の生
3 活道路への流入を防止するための対策等を推進していく必要がある。

4 生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に令和8年9月から引き下げ
5 られることから、関係機関が連携して施行準備を行うとともに、広報啓発等を実施
6 するなど、制度の円滑な施行を図る。

7 生活道路における違法駐車については、歩行者や車両の安全な通行の妨げとな
8 るなど、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすため、違法駐車の手締り等を推
9 進する。

10 なお、これら生活道路における各種対策を実施していく上では、対策着手段階
11 から一貫して住民の意見を反映していくことが重要であり、地域住民を交えた取
12 組を進めるなど、対策の推進に当たっては留意が必要である。

13 ※ハンプ：車両の低速走行等を促すための道路に設ける盛り上がり（凸部）をい
14 う。

15 ※スムーズ横断歩道：車両の運転者に減速と横断歩行者優先の遵守を促す、ハ
16 ンプと横断歩道を組み合わせた構造物をいう。

17 18 **(10) 先端技術の活用推進**

19 衝突被害軽減ブレーキを始めとした先進技術の活用は、交通事故抑止に貢献し
20 ている。今後も、安全運転サポート車（サポカー）の普及はもとより、運転者の危
21 険認知の遅れや運転操作の誤りによる交通事故を未然に防止するための安全運転
22 を支援するシステムの更なる発展や普及、車車間通信、自動運転の実用化や自動運
23 転車へのインフラからの支援等、先進技術の活用により、交通事故の更なる減少が
24 期待される。

25 他方、運転支援機能や自動運転は、それぞれについて、機能に限界があることか
26 ら、性能を過信・誤解せず、正しく理解し利用するよう広報啓発を推進する。

27 また、車両の機能に留まらず、例えば、交通事故が発生した場合にいち早く駆け
28 つけるシステム等、技術発展を踏まえたシステムの導入を推進していく。加えて、
29 少子高齢化等により、職業運転手等の人手不足が深刻化している中で、先進技術の
30 活用により、人手不足を解決しつつ、安全の確保が図られるよう、国等の動向を注
31 視していく。

32 33 **(11) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進**

34 第11次交通安全基本計画期間中を通じて、ETC2.0※から抽出されるビッグデー
35 タ等に含まれる詳細な情報やGIS（地理情報システム）ツールの活用により、交通
36 事故の発生地域、場所、形態等を分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的
37 に実施する取組が進められた。道路システムのDXを通じて道路関係のデータの利

1 活用を推進するとともに、引き続き、ビッグデータ等や専門家の知見を一層幅広く
2 活用していく。

3 例えば、道路交通事故について、分析システムの活用やETC2.0から抽出される
4 ビッグデータ等のマイクロ分析を行い、様々なリスク行動を分析し、対策にいかすた
5 めの方策を具体化する必要がある。

6 ※ETC2.0：これまでのETC（Electronic Toll Collection System の略。高速道路や有料道路の料金所ゲ
7 ートで、自動車や自動二輪に搭載した車載器と無線通信を行い、車種や通行区間を判別して認証や決済
8 を行うシステム。）と比して、①大量の情報の送受信が可能となる、② IC の出入り情報だけでなく、
9 経路情報の把握が可能となるなど、格段と進化した機能を有しており、道路利用者はもちろん、道路政
10 策に様々なメリットをもたらし、ITS 推進に大きく寄与するシステム。

11 12 **(12) 地域が一体となった交通安全対策の推進**

13 交通事故防止のために県、市町村、地域の民間団体等の緊密な連携を強化する
14 とともに、少子高齢化に伴う担い手や後継者不足に対応し、交通安全の取組を着
15 実に次世代につないでいけるよう幅広い年代の参画を促す取組と効果的な交通安
16 全教育を推進する。

17 各地域においては、少子高齢化の一層の進展等に伴う、地域社会のニーズと交
18 通情勢の変化を踏まえつつ、安全・安心な交通社会の実現に向けた取組を具体化
19 することが急がれる中で、県、市町村等それぞれの地域における行政、関係団
20 体、住民等の協働により、地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組んでい
21 くことが一層重要となる。

22 このため、地域の実情に精通した者の知見の活用やビッグデータ等の収集・分
23 析を行い、地域の取組にいかすとともに、地域住民の交通安全対策への関心を高
24 め、交通事故の発生場所や発生形態等事故特性に応じた対策を実施していくた
25 め、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に一層努める。

26 交通ボランティアを始め地域における交通安全活動を支える人材の高齢化が進
27 んでいる。そこで、若者を含む地域住民が交通安全対策について、自らの問題と
28 して関心を高め、当該地域における安全・安心な交通社会の形成に向けて、交通
29 安全活動に積極的に参加するよう促す。

30 また、地域における民間の交通安全活動の中心となる交通安全協会や指定自動
31 車教習所等の団体について、その継続的な活動を確保するための支援を推進す
32 る。

33

Ⅱ 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも県警察や道路管理者等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の交通事故抑止効果が確認されている。

しかしながら、近年における県内の歩行中・自転車乗用中の死者数の割合は高水準で推移していることから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。このため、今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、身近な生活道路の安全の推進に取り組むこととする。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子どもを交通事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

そのほか、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）施策を総合的に推進するとともに、ICT等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の普及に努める。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者や自転車の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道や自転車通行空間等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな交通事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

通行禁止等の交通規制、路側帯の設置・拡幅等を実施するほか、面的対策が必要な地区については、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を中心とす

1 る対策である「ゾーン30」や最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハン
2 プや狭さくといった物理的速度抑制を組み合わせた「ゾーン30 プラス」の整備
3 を推進し、車両速度の抑制や通過交通の抑制・排除に重点を置いた対策を推
4 進する。また、自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、令和8年9月から
5 生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることとなったが、
6 関係機関が連携して施行準備を行うとともに、これに関する広報啓発を実施す
7 るなど、制度の円滑な施行を図る。

8 県警察においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮し
9 た施策を推進する。高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示
10 の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅等の安全対策や、外周幹線道
11 路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイ
12 ムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。また、「高齢者、障害者等の
13 移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリア
14 フリー法」という。）にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響に
15 より信号表示の状況を知らせる音響信号機、高度化PICS※を含めた歩行者等
16 支援情報通信システム、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り
17 時間を表示する経過時間表示付き歩行者用灯器、歩行者等と自動車が通行する
18 時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。

19 道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間
20 ネットワークを整備するとともに、最高速度30キロメートル毎時の区域規制
21 とハンパや狭さくといった物理的速度抑制を組み合わせた「ゾーン30 プラス」
22 の整備を実施する。また、海外や国内の先進的なデータ分析や新技術の活用事
23 例を収集し、得られた知見等を「ゾーン30 プラス」の取組に反映することによ
24 り、生活道路における面的な交通安全対策を強化する。

25 さらに、交通事故データやETC2.0プローブデータ等のデータを活用すること
26 により、効果的な交通安全対策を実施する。また、県、市町村での交通安全
27 対策におけるデータ活用を促進する。

28 このほか、道路標識の高輝度化・必要に応じた大型化・可変化・自発光化、
29 標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標
30 識の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示
31 の整備を推進する。

32 加えて、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、
33 交通事故の多いエリアでは、県、市町村、国、地域住民等が連携して効果的・
34 効率的に対策を実施する。

35 ※高度化PICS:Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して、歩行者用信号情報を送信すると
36 もにスマートフォン等の操作により青信号時間の延長を可能とするもの。

イ 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置や無電柱化の推進、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

また、中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、注意喚起看板の設置等、学校等とも連携した交通安全対策を面的に推進する。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者や障害者等を含め全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響信号機、高度化 PICS や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、立体横断施設、歩行者用休憩施設、障害者用の駐車マス等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。あわせて、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器の LED 化、道路標識の高輝度化等を推進する。

さらに、高齢者の横断歩行中の交通事故を減らすため、センサー付きスポットライトや二段階横断施設の設置等の交通安全対策を推進するなど、高齢者が安心して健康に暮らせる道路交通環境の整備を推進する。

また、駅前等の交通結節点において、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を確保する。

特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図る。

さらに、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリ

- 1 マップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。
- 2 (イ) 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性・危険性・迷惑性の高
3 い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障害者等の円滑
4 な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上
5 等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町
6 村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

8 **(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化**

9 高規格道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自
10 動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自
11 動車専用道路で構成）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、
12 道路の適切な機能分化を推進する。

13 特に、高規格道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路に
14 においては、車両速度を抑制すると共に、通過交通を抑制・排除し、人優先の道路
15 交通を形成する。

17 **(3) 幹線道路における交通安全対策の推進**

18 幹線道路における交通安全対策については、事故危険箇所を含め交通事故の発
19 生割合の大きい区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、
20 対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性
21 を確認した上で次の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進すると
22 ともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策等
23 きめ細かく効率的な交通事故対策を推進する。また高規格道路から生活道路に至
24 るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進
25 するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。さらに、
26 一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の利用促進を図る。

27 **ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進**

28 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつ
29 つ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努
30 め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプ
31 ラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

- 32 (ア) 国道における交通死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、
33 特に交通事故の発生割合の大きい区間や地域の交通安全の実情を反映した
34 区間等、交通事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら
35 ら選定する。
- 36 (イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、
37 事故データにより、卓越した交通事故類型や支配的な交通事故要因等を明ら

1 かにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、交通事故要
2 因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

3 (ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行
4 うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

5 **イ 事故危険箇所対策の推進**

6 特に交通事故の発生割合の大きい区間や、ビッグデータの活用により潜在的
7 な危険区間等を事故危険箇所として指定し、沖縄県警察と道路管理者が連携し
8 て集中的な交通事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機
9 の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、
10 隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス
11 路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘
12 導標等の設置等の対策を推進する。

13 **ウ 幹線道路における交通規制**

14 一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安
15 全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越
16 しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行
17 い、その適正化を図る。

18 また、新規供用国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を
19 勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するととも
20 に、既供用の高速自動車国道等について、交通流の変動、道路構造の改良状況、
21 交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実
22 態に即した交通規制となるよう速度規制の引上げを含め、見直しを推進する。
23 特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、速度
24 規制等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障
25 害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、事故の防止を図
26 る。

27 **エ 重大事故の再発防止**

28 社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、
29 警察、道路管理者が連携して交通事故対策を講じ、同様の交通事故の再発防止
30 を図る。

31 **オ 適切に機能分担された道路網の整備**

32 (ア) 高規格道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとと
33 もに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車及び自動
34 車の適切な分離を図る。

35 (イ) 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整
36 備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多
37 くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向

1 上させる。

2 (ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環
3 境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

4 (エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等
5 においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の
6 分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩
7 行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、県公安委員会により実施
8 される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による
9 車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

10 (オ) 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円
11 滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、モノ
12 レール、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を
13 推進し、モノレール駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス
14 道路の整備等を実施する。

15 **カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進**

16 高速自動車国道等においては、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとと
17 もに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道
18 路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

19 (ア) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対
20 策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行
21 い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗
22 装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往
23 復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによ
24 る重大事故を防止するため、長大橋梁、トンネルにおけるセンターブロッ
25 クの設置等の安全対策にも本格的に取り組むべく、積極的に検証を加速す
26 る。

27 逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による重大事故防止のため、標
28 識や路面標示等によるこれまでの対策に加え、産学官が連携した新しい技
29 術として、逆走車に対して強く衝撃を与えるような段差や突起物を路面上
30 に設ける物理的対策等を実施する。

31 渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効
32 果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を
33 行う。

34 また、交通事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等
35 も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによ
36 る救助・救急活動を支援する。

37 (イ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するよ

1 　り良い走行環境の確保を図るため、本線拡幅やインターチェンジの改良、
2 　交通事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の
3 　混雑解消等を推進する。

- 4 　(ウ) 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等
5 　を提供する道路交通情報通信システム (VICS※) 及びETC2.0 等の整備・拡
6 　充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情
7 　報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの
8 　向上等を推進する。

9 　※VICS : Vehicle Information and Communication System

10 **キ 道路の改築等による交通事故対策の推進**

11 　交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次
12 　の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- 13 　(ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を
14 　設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけ
15 　るハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、歩行
16 　者、自転車及び自動車を適切に分離するための自転車道、自転車専用通行
17 　帯等の自転車通行空間の整備等の道路交通安全に寄与する道路の改築事
18 　業を推進する。

- 19 　(イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図る
20 　ため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。

21 　また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要
22 　になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点につい
23 　て、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する。

- 24 　(ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図る
25 　ことが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、
26 　沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車
27 　対策等の推進を図る。

- 28 　(エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空
29 　間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い
30 　歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。

- 31 　(オ) 交通混雑が著しい都心部、モノレール駅周辺等において、人と車の交通
32 　を体系的に分離するとともに、歩行空間の拡大を図るため、地区周辺の幹
33 　線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。

- 34 　(カ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内
35 　の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導
36 　路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進する。

ク 交通安全施設等の高度化

(ア) 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進する。

(イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき定められる社会資本整備重点計画に即して、沖縄県警察及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を推進するため、沖縄県警察において、実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直しや、コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性の低い信号機や標識の削減等の見直しと合理化を推進する。

また、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう点検を行い、計画的な更新を行うとともに、高齢運転者や外国人にも見やすく分かりやすい規制標識・道路標示・信号灯器等の整備を推進する。

このほか、道路管理者と警察が連携して、道路路面標示連絡調整会議等の場を活用し、路面標示の同時施工の調整や、効率的な点検方法等の共有により、路面標示の効率的な維持管理・改善を図る。

道路管理者では、視認性が低下した道路標識について、標識の視認性の点検要領に基づく計画的な点検や修繕を推進する。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

また、経過時間表示付き歩行者用灯器の整備による無理な横断防止対策や歩車分離式信号の整備、自転車通行空間の整備、無電柱化の推進を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の特に交通事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化等の信号制御の改良を図るほか、新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）を推進し、情報収集・提供環境の充実、自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

キ 連絡会議等の活用

県警察と道路管理者が設置している「県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行うとともに会議への市町村の参加促進を通じて、データを活用した交通安全対策の取組を支援し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、県、市町村が中心となって、住民や交通事業者等の幅広い関係者と共同で地域公共交通計画を策定した上で、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進する。加えて、観光や福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のリ・デザインを全面展開することで、公共交通機関の利用促進につなげる。また、令和7年5月に策定された「「交通空白」解消に向けた取組方針 2025」に基づき、

1 まず、集中対策期間（2025年度～2027年度）において、公共・日本版ライド
2 シェア等の普及、民間技術・サービスの活用、地方運輸局等による伴走、共同化・
3 協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築等による総
4 合的な後押しを通じて、全国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組まれるこ
5 とを期待する。

6 また、地域交通の持続可能性、生産性、利便性の向上に向け、MaaS等による
7 交通サービスの高度化やEBPM等データ活用、サービス・業務改革等のベスト・
8 プラクティス創出と標準化及び横展開を進める地域交通DXを推進する。

9 10 **(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化**

11 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会
12 を実現するため、モノレール駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路におい
13 て、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害
14 者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザ
15 イン化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行
16 空間を整備する。

17 18 **(7) 無電柱化の推進**

19 安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の推進に関する法律（平
20 成28年法律第112号）に基づき、幅員が著しく狭い歩道等での電線共同溝整備
21 のほか、新設電柱の占用禁止や既設電柱の占用制限等を盛り込んだ無電柱化推進
22 計画に沿って、関係事業者と連携して無電柱化を推進する。

23 24 **(8) 効果的な交通規制の推進**

25 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見
26 直しを行うとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での
27 総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

28 一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なも
29 のとなっているかどうかの観点から、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつ
30 つ、規制速度の引上げを含む見直し、点検、規制理由の周知措置等を計画的に推
31 進する。

32 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を
33 中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車
34 需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

35 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするた
36 めに、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行
37 うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

さらに、県警察が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行う。

(9) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）及び自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワーク計画を含む沖縄県自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、自転車専用通行帯を塞ぐなど悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐停車車両の取締りを積極的に実施する。

中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、注意喚起看板の設置等、学校等とも連携した交通安全対策を面的に推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場等の設置を義務付ける条例の制定の促進を図る。さらに、自転車駐車場整備センター等による自転車駐車場等の整備を促進するとともに、自転車駐車場等を整備する民間事業者を県、市町村とともに国が支援することで、更なる自転車等の駐車対策を図る。

モノレールの駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、国、県、市町村、道路管理者、警察、モノレール事業者等が連携し、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

(10) ITSの活用

道路交通安全の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通シ

1 ステムである ITS を引き続き推進する。

2 **ア 道路交通情報通信システムの整備**

3 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、
4 規制情報等の道路交通情報を提供する VICS の整備・拡充を推進するとともに、
5 高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

6 また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0 等のイン
7 フラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するた
8 め、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報
9 の活用を図る。

10 **イ 新交通管理システムの推進**

11 情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、新交通管理システム
12 (UTMS) の開発・整備を行うことにより ITS を推進し、安全・円滑かつ快適で
13 環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。

14 **ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進**

15 交通の安全性を高めるため、道路分野における既存サービスの高度化や新た
16 なサービスの提供が可能となる次世代 ITS の構築を推進する。具体的には、先
17 行的な実証を行うプロジェクトにて、路車間通信や各種センサー等を活用し、
18 歩行者や車両へ注意喚起を行うなど、高度な交通安全支援が可能なシステム等
19 の実現や普及に向けて推進する。

20 また、運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事
21 前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム
22 (TSPS) を始めとする UTMS の整備を行うことにより ITS を推進する。

23 **エ ETC2.0 等デジタルデータの活用推進**

24 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供すること
25 で安全運転を支援する。また、収集した速度データや利用経路・時間データ等、
26 多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と交通事故を減らす賢い料
27 金等、道路を賢く使う取組を推進する。特に、ETC2.0 車載器で収集する、経
28 路、時間、急制動等のデータ（ETC2.0 プローブデータ）については、地方公共
29 団体等での活用を推進する。

30 **オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進**

31 環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業に
32 において ITS 技術を活用し、公共交通機関の利用促進を進める。具体的には、公
33 共車両優先システム（PTPS：Public Transportation Priority Systems）の
34 整備を推進する。

36 **(1) 交通需要マネジメントの推進**

37 依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる

1 交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、TDM の定着・
2 推進を図る。具体的には、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容
3 量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提
4 供の充実、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕
5 方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。

6 交通の円滑化等に係る施策については、交通政策基本法（平成25年法律第92
7 号）及び同法に基づき定められる交通政策基本計画に即して、国の地方行政機関、
8 県、市町村、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連
9 携を図りながら協力し、総合的かつ計画的に推進する。

10 **ア 公共交通機関利用の促進**

11 道路交通渋滞の緩和を含む地域交通の課題解消に向け、高齢者を始めとする
12 地域住民の移動手段の確保に向け、県、市町村が中心となって、住民や交通事
13 業者等の幅広い関係者と共同で地域公共交通計画を策定した上で、利用促進を
14 含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を推進する。加えて、観光や福
15 祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交通のリ・デザインを
16 全面展開することで、公共交通機関の利用促進につなげる。また、令和7年5
17 月に策定された「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、まずは、
18 集中対策期間（2025年度～2027年度）において、公共・日本版ライドシェア
19 等の普及、民間技術・サービスの活用、地方運輸局等による伴走、共同化・協
20 業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築等国による総
21 合的な後押しを通じて、全国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組まれる
22 ことを期待する。

23 加えて、観光や福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進し、地域交
24 通のリ・デザインを全面展開することで、公共交通機関の利用促進につなげる。

25 具体的には、道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レ
26 ーンの設定、ハイグレードバス停やPTPSの整備、パークアンドバスライドや
27 コミュニティバスの導入等のバスの利用促進を図るための施策を推進する。

28 また、モノレール等の公共交通機関の整備を支援するほか、バス等の公共交
29 通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促
30 進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

31 さらに、MaaS等による交通サービスの高度化やEBPM等データ活用、サービ
32 ス・業務改革等のベスト・プラクティス創出と標準化及び横展開を進める地域
33 交通DXを推進することで、利用者の利便性の向上を図り、公共交通機関の利
34 用を促進する。

35 そして、モノレール・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り
36 継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ること等により、利用者の
37 利便性の向上を図るとともに、モノレール駅・バス停までのアクセス確保のた

めに、パークアンドライド駐車場、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間、駅前広場、集約型公共交通ターミナル等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

イ 貨物自動車利用の効率化

効率的な貨物自動車利用等を促進するため、共同輸配送による貨物自動車の積載効率向上や、置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進する。

(12) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、台風、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するための対策を推進する。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

豪雨・台風時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に避難場所となるなど、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、「道路啓開計画」に基づき緊急輸送道路を確保することで、その強化を図る。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、台風、津波等の災害が発生した場合においても、交通状況に応じた対策と関連情報の提供を行い、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。

あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の戦略的な維持管理と計画的な整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて、信号機が不要で、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、自治体管理道路を含めて、被災情報を整理できるプラットフォームを活用し、迅速かつ効率的に情報を収集・提供するなど防災DXを推進する。

また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ情報や民間事業者が保有するプローブ情報から通行実績情報を生成することにより交通情報を提供する。

(13) 総合的な駐車対策の推進

道路交通安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

また、駐車許可等の制度を適切に運用するとともに、駐車許可等を受けた車両に対して、横断歩道の前後5メートル以内等、法定の道路の部分については、交通の安全性等の観点から駐車等が禁止されていることの周知徹底を図る。

イ 違法駐車対策の推進

(ア) 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点的に、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインを策定し、メリハリを付けた取締りを推進する。

また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインを見直すなど適切に対応する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の利用者に対する放置違反金納付命令を行い、繰り返し放置違反金納付命令を受けた利用者に対しては使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。

他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

ウ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、また、高速道路における大型車ドライバーの労働環境改善等のため、駐車規制及び違法駐車取締りの推進と併せ、次の施策により駐車場の整備、配置

1 適正化と有効利用を推進する。

2 (ア) 駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等におい
3 て、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、
4 総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。

5 (イ) 地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車施設の整備を促進するととも
6 に、民間駐車場の整備を促進する。

7 また、都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐
8 車場の整備を図るべき地域において、公共駐車場の整備を推進する。

9 (ウ) 既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内システムの高度化を推進
10 する。また、郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都心部での交通の混
11 雑を回避するため、市街地の周縁部（フリンジ）等に駐車場を配置して、パ
12 ークアンドライドを普及するなどの環境整備を推進するほか、まちづくり
13 計画等を踏まえた駐車場の配置適正化を促進する。

14 (エ) 高速道路の休憩施設における駐車マス不足に対応するため、レイアウト
15 変更等の対策に加え、立体構造化の導入や複数縦列式駐車場の整備等の対
16 策も組み合わせて順次実施する。

17 **エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚**

18 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報啓発活
19 動を行うとともに、関係機関・団体、地域交通安全活動推進委員と連携して、
20 住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。

21 **オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進**

22 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車
23 管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐
24 車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、
25 県、市町村、道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷
26 捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等
27 ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

29 **(14) 道路交通情報の充実**

30 安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな
31 道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化・多様化する道
32 路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、
33 ICT等を活用して、道路交通情報の充実を図る必要がある。

34 **ア 情報収集・提供態勢の充実**

35 多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通
36 情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビー
37 コン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備

1 による情報収集・提供態勢の充実等の交通管制システムの充実・高度化を図る
2 ほか、全国の交通規制情報のデータベース化を推進する。

3 また、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、信号情報提供等の
4 路車協調技術を適切に活用できる環境整備を推進する。

5 さらに、ITS の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する
6 VICS やETC2.0 の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、
7 交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。

8 **イ ITS を活用した道路交通情報の高度化**

9 ITS の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する VICS や
10 ETC2.0 の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC2.0 対応カーナビ及び
11 ETC2.0 車載器を活用し、ETC のほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の
12 支援に関する情報提供を行う ETC2.0 サービスを推進することにより、情報提
13 供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化
14 を推進する。

15 **ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進**

16 予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報
17 の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是
18 正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報
19 を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指
20 針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・
21 監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者によ
22 る正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

23 **エ 分かりやすい道路交通環境の確保**

24 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大
25 型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で
26 分かりやすい案内標識の整備を推進する。

27 また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用
28 いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語を併記した
29 規制標識の整備等により、国際化の進展への対応に努める。

30 外国人の交通安全対策を推進するため、外国人運転者の交通事故多発箇所等
31 において、看板や路面標示等による注意喚起等の取組を強化する。

33 **(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備**

34 **ア 道路の使用及び占用の適正化等**

35 (ア) 道路の使用及び占用の適正化

36 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、
37 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運

1 用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化につ
2 いて指導する。

3 (イ) 不法占用物件の排除等

4 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な
5 指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正
6 を実施する。

7 さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民を始め
8 道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を
9 図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月
10 間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

11 (ウ) 道路の掘り返しの規制等

12 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に
13 伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

14 さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進す
15 る。

16 **イ 休憩施設等の整備の推進**

17 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」
18 等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

19 **ウ こどもの遊び場等の確保**

20 こどもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資する
21 とともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、都市公園等の整
22 備を推進する。

23 さらに、地域の実情に応じて児童館及び児童遊園の設置及び利用を促進する。

24 **エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限**

25 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又
26 は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工
27 事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180
28 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積
29 載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係におい
30 て必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は
31 制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

32 **オ 地域に応じた安全の確保**

33 安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用
34 者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

我々は、良き社会人として、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献することが求められており、交通安全教育は良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を通じて県民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障害者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため、基本となる交通ルールや交通マナーが身に付けられるよう交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代が高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。また、地域の見守り活動等を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組む。さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員として、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーについての教育を充実させる。特に中高生に対して、自転車事故が最も多くなる年代となることを踏まえた基本的な交通ルールを周知徹底するとともに、ヘルメット着用促進等の交通安全教育を強化する。学校においては、ICTを活用した効果的な学習活動を取り入れながら、学習指導要領等に基づく関連教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき策定することとなっている学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における交通安全に関して、自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。障害のある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障害の特性を踏まえ、交通安全に関する指導に配慮する。

また、急速な技術の進展、自動運転社会の進展、新たなモビリティ等の道路交通の変化等に応じて、新たに設けられたルールを的確に理解し、着実に守ることが重要となっており、生涯を通じた交通安全教育を行う。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるとともに、教材の充実を図りホームページに掲載するなどにより、地域や学校等において行われる交通安全教育の場における活用を促進し、県民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報

1 を分かりやすく提供することに努める。

2 特に若年層に対しては、効果的な情報提供により交通安全意識の向上を図るとと
3 もに、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備
4 に努める。

5 また、交通安全教育・普及啓発活動については、本計画に基づき、国、県、市町
6 村、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性をいか
7 し、互いに連携をとりながら効率的・効果的に情報発信するとともに地域が一体と
8 なった活動が推進されるよう促す。特にインターネット上の情報については、正確
9 性と最新性に留意し、情報提供者は適切な更新や管理に努める。あわせて、交通安
10 全教育・普及啓発活動に当たる県職員、市町村職員及び教職員の指導力の向上を図
11 るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に
12 即した自主的な活動を促進する。

13 このほか、地域が一体となった交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進する
14 ため、地域や家庭においては、こども、父母、祖父母等の各世代が交通安全につい
15 て話し合い、注意を呼び掛けるとともに、例えば正しい道路横断方法の実践や反射
16 材用品の着用、自転車乗車時のヘルメット着用等について率先して実践するなど
17 世代間交流の促進に努める。

18 さらに、交通安全教育・普及啓発活動の実施後には、効果を検証・評価し、より
19 一層効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性
20 等について関係者の意識が深まるよう努める。

21 あわせて、在留外国人や訪日外国人の増加等も踏まえ、多様な文化的背景への寛
22 容さを基本としつつ、世界一安全な交通社会を目指す我が国の交通ルールを的確
23 に伝えてその遵守の徹底を図る。

24 25 **(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**

26 **ア 幼児に対する交通安全教育の推進**

27 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本
28 的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、
29 日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識
30 を習得させることを目標とする。

31 幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と
32 連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通
33 安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、例えば、
34 紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい
35 指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教
36 具の整備を推進する。

37 児童館及び児童遊園においては、遊びによる育成の一環として、交通安全に

1 関する指導を推進する。関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の
2 地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼
3 稚園、保育所及び認定こども園において行われる交通安全教育の支援を行うと
4 ともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、
5 家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実
6 施に努める。

7 また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時や園外活動時等の安全な
8 行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

9 **イ 小学生に対する交通安全教育の推進**

10 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩
11 行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路
12 及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危
13 険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標
14 とする。

15 小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、
16 体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等学校の教育活動全体を通じて、
17 安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と
18 回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施す
19 る。

20 このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を
21 作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象と
22 した心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

23 関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとと
24 もに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者
25 が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の
26 場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護
27 者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

28 さらに、交通ボランティアによる児童に対する安全な行動の指導、児童の保
29 護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

30 **ウ 中学生に対する交通安全教育の推進**

31 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、
32 特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得
33 させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかり
34 でなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

35 中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、
36 保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等学校の教育活動全体を通じ
37 て、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と

1 回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について
2 重点的に交通安全教育を実施する。

3 このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を
4 作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象と
5 した心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

6 関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施でき
7 るよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保
8 護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を
9 図る。

10 エ 高校生に対する交通安全教育の推進

11 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、
12 特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、
13 必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ル
14 ールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる
15 ような健全な社会人を育成することを目標とする。

16 高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、
17 保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、
18 自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責
19 任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、
20 普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての
21 性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指
22 導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・
23 団体や PTA 等と連携しながら、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要
24 とする生徒がいることも考慮しつつ、安全運転に関する意識の向上及び実技指
25 導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

26 このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を
27 作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象と
28 した心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

29 関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施で
30 きるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、
31 高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小
32 中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとと
33 もに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

34 このほか、令和8年4月から、高校卒業時の運転免許取得者が急増すること
35 に対応するとともに、高校卒業後に社会人として自動車を運転できることを可
36 能とするため、17歳6か月での普通免許等の仮免許取得が可能となる。こう
37 した制度改正について、周知を図るとともに、運転免許の取得自体は引き続き

1 18歳であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止する
2 ため、警察と学校、自動車教習所、関係機関が連携し、交通安全教育を行う。

3 **オ 成人に対する交通安全教育の推進**

4 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許
5 取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生
6 等に対する自転車の安全な利用を始めとする交通安全教育の充実に努める。そ
7 の際、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人
8 についても SNS 等を利用するなど、積極的に交通安全について学ぶ機会を設
9 けるよう努める。

10 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、
11 教習水準の一層の向上に努める。

12 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に
13 必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の
14 心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を
15 目標とし、県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育
16 施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の
17 一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行
18 う。

19 自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向け
20 の研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発
21 化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設
22 において、高度な運転技術、指導方法を身に付けた運転者教育指導者の育成
23 を図るとともに、これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

24 また、公民館等の社会教育施設における社会人を対象とした学級・講座等に
25 において自転車、特定小型原動機付自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進
26 を図るなど、交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、
27 交通ボランティア等による活動を促進する。

28 大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車、特定小型原動機付自転車
29 や二輪車・自動車の交通事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携
30 し、交通安全教育の充実に努める。

31 **カ 高齢者に対する交通安全教育の推進**

32 高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険
33 認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機
34 能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から
35 見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交
36 通行動を実践することができるよう必要な実践的スキル及び交通ルール等の知
37 識を習得させることを目標とする。

1 高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県及び市町村は、高齢者に対
2 する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努
3 めるとともに、各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を
4 積極的に推進する。特に、歩行者横断中の交通死亡事故における法令違反別で
5 は、高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、
6 交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努める。また、関係団体、交通ボラン
7 ティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を
8 開催するとともに、高齢者に対する社会教育の場面、福祉活動、各種の催し等
9 の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に、運転免許を持たない
10 など、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による
11 個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等によ
12 り、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努める。この場合、高
13 齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指
14 導を行うこととし、反射材用品等の普及にも努める。

15 また、こうした取組について、アンケートや意見交換を通じた交通安全教育
16 等の効果検証を行い、地域全体で高齢歩行者を交通事故から守る取組を推進す
17 る。

18 このほか、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に
19 努めるほか、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため、
20 老人クラブ等における高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の養成等を
21 促進し、老人クラブ等が関係機関・団体と連携して、自主的な交通安全活動を
22 展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう努める。

23 電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の製造メーカーで組織
24 される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹
25 底するとともに、電動車椅子が道路交通法上「歩行者」とみなされることを他
26 の交通主体にも広く理解されるよう広報啓発に努める。

27 地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、シルバーリーダー及
28 び地域の高齢者に影響力のある者等を対象とした参加・体験・実践型の講習会
29 を実施し、高齢者の安全運転に必要な知識の習得とその指導力の向上を図り、
30 高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。

31 また、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験でき
32 る機会を設けるよう努める。

33 さらに、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心
34 して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上は
35 もとより、県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくこ
36 とや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって、先進技術も活用しつつ
37 高齢者の安全確保に取り組むよう努める。

1 **キ 障害者に対する交通安全教育の推進**

2 障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手
3 話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実
4 践型の交通安全教育を開催するなど障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教
5 育を推進する。

6 さらに、自立歩行ができない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア
7 等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

8 **ク 外国人に対する交通安全教育等の推進**

9 在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全
10 教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客
11 等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用
12 した日本の交通ルールの周知活動等を推進する。

13 特に、特定技能制度等により国内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や
14 関係機関等による交通安全対策を充実させる。

15 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での
16 右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の
17 交通ルール等を理解・徹底させる。

18 また、訪日外国人を始めとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レン
19 タカー業界、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自動車のシェアリング
20 事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進する。

21 **ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実**

22 刑事施設においては、被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を
23 起こした受刑者や重大な交通違反を反復した受刑者を対象に、改善指導として
24 実施している「交通安全指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」等の指導の
25 更なる充実に努める。特に飲酒運転を行っている者やアルコール依存の問題を
26 持つ受刑者に対しては、その指導内容の一層の充実に努める。

27 少年院においては、交通事犯少年に対して、個別の問題性に応じた適切な教
28 育及び指導を行うとともに、人命尊重の精神と、遵法精神の醸成に重点を置
29 いた交通問題に関する教育の充実に努める。また、被害者を死亡させた又は生命、
30 身体を害した事件を犯した少年については、ゲストスピーカー制度等を活用し、
31 被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。

32 少年鑑別所における交通事犯の少年に対する資質鑑別については、交通事犯
33 の少年の特性の的確な把握やその事例分析を行うとともに、運転適性検査や法
34 務省式運転態度検査等の活用により、一層の適正・充実化を図る。

1 **(2) 効果的な交通安全教育の推進**

2 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要
3 必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、従
4 来の方法にとらわれず、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

5 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の
6 関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣
7 及び情報の提供を行うなど相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

8 また、受講者の年齢や情報リテラシー、道路交通への参加の態様に応じた交通
9 安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、VR 等の
10 機器の活用等、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努める。

11 さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教
12 材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、情報通信技術の進展を踏まえ、
13 新たな手法等も活用し、効果的な交通安全教育に努める。

14
15 **(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**

16 **ア 交通安全運動の推進**

17 県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と
18 正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境
19 の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、運動主催機関・団体を
20 始め、県や市町村の交通安全推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、
21 交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

22 交通安全運動の運動重点は、時節や交通情勢を反映した事項を重点として具
23 体的に設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施す
24 るため、必要に応じて地域の重点を定める。

25 交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重
26 点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安
27 全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も
28 継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等
29 のニーズ等を踏まえた実施に努める。

30 また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボラン
31 ティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、
32 交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

33 さらに、交通安全に対する県民の意識の向上を図り、県民一人一人が交通事
34 故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死
35 傷者数の減少傾向をより確実なものにするため、「交通事故死ゼロを目指す日」
36 を春及び秋の全国交通安全運動期間中に設定し、街頭キャンペーンや県及び市
37 町村の広報を活用した広報活動、交通関係団体による広報啓発活動を積極的に

1 展開する。

2 事後においては、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運
3 動が実施されるよう配意する。

4 **イ 歩行者の安全確保**

5 (ア) 横断歩行者

6 信号機のない横断歩道での交通死亡事故では、自動車の横断歩道手前
7 での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での
8 減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通
9 安全教育や交通指導取締り等を推進する。

10 歩行者に対しては、交通事故の原因として歩行者の法令違反（65歳以
11 上は車両直前の横断、65歳未満は信号無視が最多）の割合が高いことも
12 踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う
13 といった交通ルールの遵守及び信号機のない場所で横断するときは手を
14 上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝える必要がある
15 ことや、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけるとい
16 った歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を徹
17 底する。また、歩行者の危険な違反を認知した場合、警察官による積極的
18 な指導と是正を行い、遵法意識の向上を図る。

19 さらに、高齢の歩行者は、加齢に伴う歩行速度の低下により横断に時
20 間を要することにより交通事故の危険性が高まることを踏まえ、横断時
21 の交通事故防止のための交通安全教育を推進するとともに、運転者に対
22 して、このような高齢者の行動特性について注意喚起する。

23 (イ) 反射材用品等の普及促進

24 夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に
25 効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用
26 して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使
27 用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育
28 の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催や、反
29 射材用品等の着用に係る先導役となる地域住民等への委嘱等を推進する。

30 反射材用品等の普及に当たっては、明るい目立つ衣類等の着用に加え、
31 衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとと
32 もに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

33 **ウ 自転車の安全利用の推進**

34 (ア) 自転車の安全対策の強化

35 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するととも
36 に交通マナーを実践しなければならないことを理解するための交通安全
37 教育等を強化する。

1 令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、
2 酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防
3 止のための基本的な交通ルールを理解等を徹底する取組を推進する。また、
4 令和8年4月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたこ
5 とを踏まえ、次のとおり自転車の安全対策を強化する。

- 6 ○ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化を内
7 容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施
8 行を踏まえ改めて示された「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日 中
9 央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなどにより、自転車乗
10 車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用
11 ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発、交通
12 安全教育等の充実を図る。
- 13 ○ 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、
14 交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、自転
15 車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進す
16 るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者にな
17 った場合への備えとして損害賠償責任保険等への加入促進等の広報啓発
18 を推進する。
- 19 ○ 自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同
20 乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全
21 教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児
22 二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている
23 幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓
24 発活動を推進する。
- 25 ○ 学校等と連携した自転車通学時のヘルメット着用促進等による着用率
26 の向上を図るとともに、県や市町村によるヘルメットの着用の支援を推進
27 する。
- 28 ○ 高齢者に対して、加齢に伴う身体機能低下の自覚とそれに応じた安全運
29 転を促すとともに、自転車が運転免許証の返納後の交通手段となり得るこ
30 とを視野に入れた教育を推進する。
- 31 ○ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等
32 に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、
33 飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。
- 34 ○ 薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の
35 徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を
36 図る。
- 37 ○ 駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度及び安全基準適合

品の利用を促進する。

- 電動アシスト自転車の事故状況の分析や、車両特性を踏まえた注意喚起を推進する。
- 自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。
- 交通反則通告制度についての広報啓発を推進する。

(イ) 自転車の交通安全教育の推進

自転車の交通安全教育は、効果的な取組を行っている民間事業者、関係団体等の知見を取り入れながら、心身の発達状況や利用目的等のライフステージに応じて、自転車の安全・安心な運転に必要な事項を習得することができるように、教育内容をまとめて策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえ、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体が、それぞれが持つ教育機会に応じた交通安全教育を推進する。

警察は、自転車の交通安全教育について優れた取組を行っている民間事業者等をウェブサイト上に公開することで、自転車の交通安全教育の実施主体（供給側）と、交通安全教育を受けようとする者（需要側）とのマッチングを促進し、民間事業者等による自転車の交通安全教育の充実化を図る。

エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

(ア) 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく110番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、インターネット、SNS、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進する。

(イ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、関係機関・団体、事業所等が一体となった飲酒運転根絶署名活動等、飲酒運転の根絶の機運醸成を促す取組の展開を推進する。

交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の

普及啓発等、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の更なる向上を図る。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における交通死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関等が連携して推進する。

また、飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合に、専門医療機関につなげる取組を継続的に推進する。

さらに、県や各市町村で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

(ウ) 「ながらスマホ」対策の強化

自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底を推進する。

また、シミュレーターを用いた「ながらスマホ」の体験等を通じた、その危険性を実感できる交通安全教育や携帯電話事業者等、関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを実施する。

さらに、据置き型のスマートフォンを注視することの危険性に関する事故実態等の調査・分析、及びその結果を踏まえた周知を図る。

(エ) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進する。

特に後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることの周知や、市町村、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトの着用効果を体験できる装置を用いた参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて全席におけるシートベルト着用徹底の啓発活動等を展開する。

妊婦やその配偶者に対して、シートベルトの正しい着用が交通事故の被害から母体や胎児を守ることにについて、広報啓発を推進する。

(オ) 児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底

1 チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深
2 めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図るとともに、
3 地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、
4 チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

5 また、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適
6 切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させる
7 ことが望ましいこと等について、広報啓発を強化し、適切なチャイルドシ
8 ートの使用の定着化を図り、6歳以上の児童のチャイルドシートの使用
9 状況等を踏まえつつ、制度的な検討を進める。

10 チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法について、不適正使用
11 時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることに注意を喚起
12 し、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こ
13 ども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導
14 を推進する。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強
15 化する。

16 また、効果的な取組を行うため、チャイルドシート使用率の的確な調
17 査を実施するとともに、チャイルドシートの使用を促す好事例を周知す
18 る取組を実施する。

19 さらに、取り付ける際の誤使用の防止や、側面衝突時の安全確保等の
20 要件を定めた新基準(i-Size)に対応したチャイルドシートの普及促進、
21 チャイルドシートと座席との適合表の公表の促進、製品ごとの安全性に
22 関する比較情報の提供、分かりやすい取扱説明書の作成等、チャイルドシ
23 ート製作者又は自動車製作者における取組を促すとともに、販売店等
24 における利用者への正しい使用の指導・助言や、チャイルドシートを必要と
25 する方々に情報が行き渡るようにするため、例えば、妊婦向けアプリ等を
26 通じた正しい使用方法の周知徹底を推進する。

27 (カ) 高速自動車国道等における逆走防止

28 高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、関係機関に
29 おいて広報啓発を進める。

30 (キ) 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知
31 徹底の推進

32 二輪車乗車中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっ
33 ており、二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐をしっかり締めるなど
34 ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体
35 と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部と胸部等保護の重要性に
36 ついて理解増進に努める。

37 (ク) トラクターの交通事故防止対策の推進

1 乗用型トラクターの交通事故を防止するため、作業機を装着・けん引
2 した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装
3 備、シートベルトの着用等について周知を図る。

4 (ケ) 先進技術に関する正しい理解の促進

5 縦・横方向の運行補助機能(DCAS)や自動運転等の先進技術について、
6 ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報を始め、自動
7 車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓
8 発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情
9 報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事
10 業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時・適切に届けることや、
11 交通安全教育を推進することにより、関係者の交通安全に関する意識を
12 高める。

13 **オ 新しい小型モビリティの安全対策**

14 (ア) 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

15 特定小型原動機付自転車について、時速6キロメートル毎時の速度を
16 超えて加速することができない構造であること等の基準を満たす特例特
17 定小型原動機付自転車が一定の要件を満たす場合にのみ歩道通行が可能
18 であり、それ以外の場合は歩道通行が禁止されていること、車道における
19 左側通行の徹底、車両用信号の遵守と停止線での停止の徹底、飲酒運転の
20 禁止といった基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用
21 が効果的であることについて、関係事業者と連携して利用者に対して周
22 知徹底を図るとともに、若い世代を中心に様々な機会を利用し、安全教育
23 を強化する。

24 また、関係事業者が取り組むべき交通安全対策について定めた「特定
25 小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドラ
26 イン」に基づく安全対策を推進するとともに、交通事故、交通違反の状況
27 等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行う。

28 さらに、シェアリング事業者に対して、車体に搭載したGPS機能等
29 による歩道走行・逆走等の危険走行の検知等、新たな技術を活用した追加的
30 な対策を講じるよう働き掛けを強化するなど、交通事故・交通違反の状況
31 等を踏まえた更なる実効的な対策について検討を進める。

32 (イ) ペダル付き電動バイクの安全対策の推進

33 ペダル付き電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一
34 般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバー
35 プレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運
36 転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、
37 一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があるこ

1 とについて、関係機関、販売事業者、プラットフォーム提供事業者等と連
2 携して、周知を徹底する。

3 また、ペダル付き電動バイクの安全な利用を確保するため、販売事業
4 者が販売時に販売するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両
5 区分を明示することや飲食物等の配送業務を委託する事業者において、
6 配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用し
7 ようとする場合に正確な車両区分を登録させること等、「自動車又は一般
8 原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の
9 立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」
10 に基づき、関係事業者が取り組むべき交通安全対策の一層の推進を図る。

11 カ その他

12 (ア) 効果的な広報の実施

13 交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポス
14 ター、SNS を含めたインターネット、街頭ビジョン等のあらゆる広報媒
15 体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内
16 容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の
17 高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の
18 方針により行う。

- 19 ○ 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒
20 体の積極的な活用、県、市町村、自治会等を通じた広報等により家庭に浸
21 透するきめ細かな広報の充実に努め、こども、高齢者等を交通事故から守
22 るとともに、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶する気運の
23 高揚を図る。
- 24 ○ 通学で自転車を利用する機会の多い中高生や特定小型原動機付自転車
25 を利用する若い世代を中心に、SNS を活用するなどし、自転車や特定小型
26 原動機付自転車の交通ルールについて、分かりやすく、かつ、効果のある
27 広報啓発活動を推進する。
- 28 ○ 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、国の関係地方行
29 政機関、県及び市町村は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極
30 的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全県民的気運の盛り上
31 がりを図る。

32 (イ) その他の啓発活動の推進

- 33 ○ 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行
34 中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行う。
- 35 ○ 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることか
36 ら、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等によ
37 る事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

1 また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用す
2 るなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がいな
3 い状況におけるハイビームの使用を意識づける。

4 ○ 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓
5 発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分
6 析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ
7 及び事故多発地点等に関する情報の提供・発信に努める。

8 ○ 交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による、研究発表や成果発表、
9 討議等を通じて、交通事故防止について考える機会を設けて、県民の交通
10 安全に関する意識を高める。

11 12 **(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**

13 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及
14 び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、
15 その主体的かつ継続的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団
16 体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地
17 域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機
18 会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体
19 間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民
20 挙げての活動の展開を図る。

21 また、必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向
22 上に資する援助を行うこと等により、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体
23 制の整備を促進する。加えて、交通指導員及び交通ボランティア等に対する講習
24 等の機会において、地域の見守り活動に関する各地域の実情及び課題を共有する
25 とともに、スクールガード・リーダーを始めとする学校安全ボランティア・キッ
26 ズガード等交通安全に携わる地域の人材の充実に資する施策を強化する。

27 このほか、地域の状況に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、
28 民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促
29 進を図る。

30 また、交通ボランティア等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次
31 世代につないでいくよう幅広い年代の参画に努める。

32 33 **(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進**

34 交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民にと
35 どまらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の
36 一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促していく。

37 このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と

1 住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を
2 推進するとともに、地域に根ざす住民、町内会、自治会、外国人コミュニティ、
3 防犯協会等との連携を図る。

4 このような観点から、地域の交通安全への住民等の理解に資するため、住民や
5 道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検、沖縄県交通
6 安全計画及び交通安全市町村計画の積極的活用・広報等のほか、交通安全の取組
7 に地域住民等の意見を積極的にフィードバックするよう努める。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、高齢運転者に対しては、運転免許証の更新時における高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を適切に実施するとともに、受講者等の交通事故を分析し、その結果を踏まえて実施課題の見直しを行うなど、高齢運転者の交通事故を防止するための新たな対策を講じていく。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図る。

さらに、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を行うための取組を進める。

加えて、道路交通安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ICT 等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実に努める。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実に努める。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実に努め、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。

(イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得し

1 ようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

2 **イ 運転者に対する再教育等の充実**

3 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講
4 習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習
5 施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並
6 びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

7 特に、飲酒運転を根絶する観点から、飲酒取消講習における、アルコール依
8 存症が疑われる者を専門医療機関につなげる取組や停止処分者講習における
9 飲酒学級の充実に努める。

10 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施
11 するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

12 **ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育**

13 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導
14 等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

15 **エ 二輪車安全運転対策の推進**

16 取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努め
17 る。

18 また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪
19 車運転者に対する教育の充実強化に努める。

20 **オ 高齢運転者対策の充実**

21 (ア) 高齢者に対する教育の充実

22 高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努
23 める。

24 特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実
25 施するとともに、高速道路における逆走防止や運転支援機能を始めとする
26 技術とその限界、技術の進展の状況について教育を行うなど、効果的かつ効
27 率的な教育に努める。

28 (イ) 臨時適性検査等の確実な実施

29 認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運
30 転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支
31 障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

32 また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携し
33 て、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強
34 化に努める。

35 (ウ) 運転技能検査の適切な実施

36 令和4年5月から施行された道路交通法の一部を改正する法律（令和2
37 年法律第42号）に基づく75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対

1 する運転技能検査について、一時停止等を実施する課題を通して運転技能を
2 適切に評価するとともに、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指
3 導を実施する。

4 (エ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

5 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者に対する高齢運転者標
6 識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、
7 高齢運転者の特性を理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示した車
8 両に対する保護意識の向上に努める。

9 (オ) 高齢者支援施策の推進

10 高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、市町村が中心と
11 なって、住民や交通事業者等の幅広い関係者と共同で地域公共交通計画を
12 策定した上で、利用促進を含めた公共交通機関の確保・維持・改善の取組を
13 推進する。加えて、観光や福祉等の幅広い地域の関係者の連携と協働を推進
14 し、地域交通のリ・デザインを全面展開することで、公共交通機関の利用促
15 進につなげる。また、令和7年5月に策定された「交通空白」解消に向けた
16 取組方針2025」に基づき、まずは、集中対策期間（2025年度～2027年
17 度）において、公共・日本版ライドシェア等の普及、民間技術・サービスの
18 活用、地方運輸局等による伴走、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化
19 を図る新たな制度的枠組みの構築等国による総合的な後押しを通じて、全
20 国の「交通空白」の一つ一つの解消に取り組まれることを期待する。

21 また、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知を図るなど、自動車
22 等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備
23 を図る。

24 **カ 外国人運転者対策の強化**

25 外国人の運転免許保有者が増加する中、既に実施されている免許取得時の多
26 言語化に加え、免許更新時における多言語の教材の活用等により、外国人運
27 転者に対する交通安全教育を充実するとともに、外国人運転者による交通事
28 故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化する。

29 また、いわゆる「外免切替」制度について、令和7年10月に改正された新
30 たな制度を厳格に運用する。

31 レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十
32 分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実するなど、取組
33 を強化する。

34 このほか、今後増加する特定技能等の外国人運転者に対応し、円滑な免許関
35 係手続が実施できるよう受入体制の強化を図る。

36 **キ 自動車安全運転センターの業務の充実**

37 自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活

1 用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、
2 青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとと
3 もに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。

4 **ク 自動車運転代行業の指導育成等**

5 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保
6 護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営
7 業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施す
8 る。

9 **ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実**

10 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運
11 送事業等の安全を確保するため、高齢運転者等に対する受診の徹底を図る。

12 **コ 危険な運転者の早期排除**

13 行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほ
14 か、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっている
15 と疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危
16 険な運転者の早期排除を図る。また、仮停止制度を適切に運用し、交通死傷事
17 故発生時における運転者に対する免許停止処分を迅速に行う。

18 **(2) 運転免許制度の改善**

19 交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実
20 の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて
21 不断を確認を行い、必要に応じ、改善を図る。

22 また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の利便性の向上等に
23 よる更新負担の軽減や、交通事故被害者等の心情に沿った対応を行うとともに、
24 増加する高齢者の免許保有者に対応し、自動車教習所等と連携し、高齢者講習、
25 認知機能検査及び運転技能検査の受講者等の受入体制の拡充を図る。

26 さらに、運転免許試験場を障害者等が利用する際の設備・資機材の整備や安全
27 運転相談活動の充実を図る。

28 令和7年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化に
29 ついて、マイナンバーカードとの一体化手続、住所変更ワンストップサービス、
30 住所地以外での迅速な経由地更新及びオンラインによる更新時講習の円滑な運
31 用に努めるとともに、優良運転者等に対するオンライン講習受講等のメリットに
32 関する周知により、交通違反及び交通事故の防止に関する意識の醸成を図る。

33 **(3) 自動運転等の安全の確保と支援**

34 **ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等**

35 特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運
36 37

1 行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ
2 円滑な運用を図る。また、安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや
3 道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知を図る。

4 **イ 自動運転サービス支援道の整備**

5 自動運転サービス支援道における自動運転車優先レーンの設置等の取組を
6 推進する。

7 **ウ 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援**

8 遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等
9 により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を
10 図る。

11 また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可
12 の適正な運用と事業者に対する周知を図る。

13 **(4) 安全運転管理の推進**

14 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）
15 に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとと
16 もに、令和5年12月から実施されることとなった安全運転管理者による運転者
17 に対する運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等
18 の義務が確実に履行され、また、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適
19 切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

20 また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一
21 層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、安全
22 運転管理業務が確実に実施されるよう、指導を行う。

23 さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への
24 通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認
25 違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

26 事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジ
27 タル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確
28 保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によっ
29 て得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の
30 自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

31 **(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**

32 事業用自動車の交通事故死者数・重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削
33 減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政、事業者、
34 利用者）が一体となり総合的な取組を図る。

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施し、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化、感染症による影響を踏まえた安全に係る取組によるコンプライアンスの徹底を意識付けるなどの確に確認する。

イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

国及び運送事業者を始めとした関係者による輸送の安全に向けた意識の醸成や啓発を継続的に取り組むとともに、悪質事業者に対する監査を実施していく。

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導し、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続ける。

ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の普及推進

事業者による交通事故防止の取組を推進するため、ドライバー異常時対応システム等の先進安全自動車（ASV※）装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。※ ASV：Advanced Safety Vehicle

また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図る。

さらに、運行管理に利用可能な ICT 技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、普及を進める。

エ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な交通事故傾向を踏まえた交通事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施する。

オ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図るとともに、中小の事業者への受診費用の補助制度を通して、スクリーニング検査の普及を図る。

カ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。

1 多様な輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保を図るため、空港等のバス発
2 着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配
3 置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による交通事故
4 の未然防止を図る。

5 関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相
6 互通報制度等の活用により、過労運転に起因する交通事故等の通報制度的確
7 かな運用と業界指導の徹底を図る。

8 事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化
9 事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するた
10 めの指導を図る。

11 キ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

12 沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者
13 について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにすると
14 ともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動
15 車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進する。

16 また、地方行政機関、県、市町村、及び民間団体等において、貨物自動車運
17 送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を
18 推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定
19 状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択される
20 よう努める。

21 さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者
22 の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸
23 切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやす
24 くする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安
25 全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサー
26 ビスの提供に努める。

27 ク ट्रラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化

28 貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の一因となってい
29 る、荷主等による違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる
30 荷主等への是正指導を強化し、物流取引の適正化と持続可能な輸送体制の確立
31 を図る。

33 (6) 交通労働災害の防止等

34 ア 交通労働災害の防止

35 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図ることにより、事業
36 場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転

者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止に関する管理者の選任、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び運転者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する個別指導等を実施する。

イ 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

(7) 道路交通に関連する情報の充実

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の交通事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、交通事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。

イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、関係業界等を通じて、関係者への周知徹底を図る。

ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。また、道路の路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

1 さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配
2 置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用し
3 た観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報や講習会等を通じ
4 て気象知識の普及や情報の利活用促進に努める。
5

4 車両の安全性の確保

近年、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいる。交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況において、こうした技術の活用・普及促進により、交通事故の飛躍的な減少が期待できると考えられる。既に衝突被害軽減ブレーキの普及等に伴い、交通事故件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故は依然として高水準にあり、相次いで発生している高齢運転者による交通事故やこどもの安全確保も喫緊の課題であることから、自家用自動車及び事業用自動車双方における先進安全技術の更なる性能向上及び活用・普及促進により着実に交通安全を確保していくことが肝要である。

このような認識の下、従来取り組んできた衝突時の被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え、交通事故を未然に防止する予防安全対策について、自動運転技術を含む先進安全技術のより一層の普及促進・高度化等により、更なる充実を図る必要がある。

ただし、先進安全技術を円滑かつ効果的に社会に導入していくためには、最低限の安全性を確保するための基準の策定等に加え、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策も重要である。

また、不幸にして発生してしまった交通事故についても、車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに、交通事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保等、被害拡大防止対策を併せて進める。

これらの車両安全対策の普及促進に当たっては、安全性に関する基準の拡充・強化のみならず、自動車製作者や研究機関等による安全な自動車の開発を促進する方策や使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等の誘導的施策を連携させ、基礎研究から実用・普及までの各段階に応じて適切に講じる必要がある。

さらに、先進技術の導入により自動車の構造が複雑化するなか、使用過程においてその機能を適切に維持するためには、適切な保守管理が重要となる。特に自動運転技術については、その機能を適切に保守管理するための仕組みや体制の整備が求められ、自動車整備事業及び自動車検査の制度においても適切に対応しなければならない。

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

(ア) 車両の安全対策の推進

車両の安全対策については、令和2年度における交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会技術安全ワーキンググループの審議結果を踏まえて実施していく。

1 交通事故を未然に防止するための先進安全技術を活用した予防安全対策
2 については、車両安全対策を推進する取組の一環として、これまでも安全基
3 準の拡充・強化等と先進安全自動車（ASV）の普及促進、ユーザーに対する
4 自動車アセスメント情報の提供等との総合的かつ有効な連携を深めてきた
5 ところであるが、今後もより一層の連携を図っていく。

6 (イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

7 車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める
8 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）について、上述の
9 検討結果を踏まえつつ、交通事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一
10 交通事故が発生した場合においても、シートベルトやエアバック等を含め
11 た乗員の保護並びに歩行者及び自転車乗員等の保護を行うための被害軽減
12 対策、並びに電気自動車等の衝突後の火災の発生等の二次災害が起こるこ
13 とを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・
14 強化を図る。

15 特に、死者に占める割合が大きい歩行者保護や高齢運転者による交通事
16 故への対策に加えて、交差点における右折時等の様々な衝突形態に対応し
17 た対策や、漫然運転や脇見運転等の運転者の不注意による交通事故に対応
18 した対策、交通事故を未然に防止する先進安全技術の開発促進等を行うこ
19 とにより、より安全な車両の開発等を推進することについて、今後積極的に
20 検討し、道路交通の安全確保を図っていく。

21 具体的には、自動車の周辺視界の更なる確保、歩行者保護に係る安全対
22 策の強化、安全運転支援としての自動操舵技術、ペダル踏み間違い時加速抑
23 制装置、ドライバーモニタリングシステム、ドライバー異常時対応システム
24 及び衝突した際の被害が特に大きい大型車にも搭載する衝突被害軽減ブレ
25 ーキの性能向上や普及促進、電気自動車や燃料電池自動車に搭載されるバ
26 ッテリー等の更なる安全確保、及び技術の進展に伴い登場する多様なモビ
27 リティの安全対策等を行うことにより、自動車等に係る安全性の向上を図
28 る。

29 **イ 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車（ASV）の普及促進**

30 先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進
31 安全自動車（ASV）について、産学官の協力によるASV推進検討会の下、普及
32 促進を一層進める。例えば、制限速度の超過の対策として、道路標識注意喚起
33 装置や後付けも含めたアルコール・インターロックの周知を図る。

34 安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対
35 する過信・誤解による交通事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の
36 取組を推進する。

ウ 高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

運転操作ミスや健康起因による高齢運転者による交通事故が発生していることや、運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、ペダル踏み間違い時加速抑制装置やドライバー異常時対応システム等の普及促進を図る。

(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進

交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられる。自動運転技術は実装が進んでいる一方で、開発競争中の技術でもあることから、自動運転車の安全対策及び活用の両方を推進する。

ア 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組

安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けて、自動運転車の安全確保に関するガイドラインの具体化等の制度整備及び地方公共団体等の取組の支援を通じて事業化を推進する。

イ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解等、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえよう取組を推進する。

(3) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、自動車アセスメント事業及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV 技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。自動車アセスメントにおいては、令和2年度よりユーザーにとって評価結果をより分かりやすい形にするため、統合評価（1★～5★で表示）を導入しており、より一層の周知に努めていく。これらにより、自動車ユーザーの選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。

また、チャイルドシートについても、i-Size 対応のチャイルドシートの普及啓発を行うほか、安全性能評価の強化について検討を行うとともに、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、妊婦向けアプリ等を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

1 **(4) 自動車の検査及び点検整備の充実**

2 **ア 自動車の検査の充実**

3 近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を
4 図るために、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査に
5 加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD※）に記録された不具合の情
6 報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図る。
7 また、独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、これらの検査が指定自動車
8 整備事業者等において確実に行われるよう努める。また、不正改造を防止する
9 ため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強
10 化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合
11 車両の排除等を推進する。

12 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指
13 導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査についても、その実施機関である
14 軽自動車検査協会における検査体制の充実強化を図る。

15 ※OBD：On-Board Diagnostics

16 **イ 自動車点検整備の充実**

17 (ア) 自動車点検整備の推進

18 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図る
19 ため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開する
20 など、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

21 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、
22 自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者
23 に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

24 なお、車両不具合による交通事故については、その原因の把握・究明に
25 努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底
26 を図る。

27 (イ) 不正改造車の排除

28 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造
29 車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保
30 するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を
31 排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭
32 検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び
33 自動車関係事業者等の認識を高める。

34 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度につ
35 いて、その的確な運用に努める。

36 (ウ) 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上

1 点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定
2 整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観
3 点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者におけ
4 る経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進する。

5 (エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

6 自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境
7 変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれら
8 の変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通
9 じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整
10 備・技術の高度化を推進する。

11 また、整備主任者を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、
12 整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備
13 や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズ
14 に対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

15 (オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

16 民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられて
17 いるが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制
18 度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

19
20 **(5) リコール制度の充実・強化**

21 自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車不具合情報ホ
22 ットラインの認知度を高めるための広報活動を行い、自動車ユーザーからの自動
23 車の不具合情報の収集を強化する。また、自動車ユーザーに対して、自動車の不
24 具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

25
26 **(6) 自転車の安全性の確保**

27 近年、電動アシスト自転車の基準を満たさず、運転免許を要する一般原動機付
28 自転車等に該当する車両を電動アシスト自転車として、安易に販売する事業者が
29 見られ、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助
30 機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を周知し、適切に運用することが、よ
31 り重要となっている。また、自転車の安全性を確保するため、関係団体が実施し
32 ている自転車の安全性向上を目的とする各種マーク制度（BAA マーク、TS マー
33 ク、SG マーク、JIS マーク等）の普及に努め、自転車利用者が定期的に点検整
34 備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。また、近年、自転車が加
35 害者となる交通事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責
36 任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業
37 者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。さらに、薄暮の時

- 1 間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品
- 2 等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。
- 3

5 道路交通秩序の維持

交通事故を防止し、安全で安心な交通を確保するためには、それぞれの道路交通の主体が交通ルールを遵守することが必要不可欠であり、交通安全教育等とともに、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族等対策を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

また、交通事故事件の発生に際しては初動段階から組織的な捜査を行うとともに、危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図るほか、研修等による捜査力の強化や客観的な証拠に基づいた事故原因の究明等により適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

さらに、暴走族等対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域が一体となって暴走族追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進する。

(1) 交通指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

一般道路においては、こども、高齢者、障害者の保護の観点から歩行者及び自転車利用者の交通事故防止並びに交通事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮する。

(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、交通事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、通行区分違反、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、「ながらスマホ」の交通指導取締りを推進強化する。

無免許運転及び飲酒運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、無免許運転及び飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。

地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆる PDCA サイクルをより一層機能させる。加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や相当数の警察官の配置が困

1 難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、可搬式速度違反自動取締
2 装置の全国的な整備拡充を図るなどし、生活道路における事故多発地点等
3 を重点とした交通指導取締りを推進する。

4 また、飲酒運転に係るアルコール濃度の厳格な適用を図るための飲酒検
5 知資機材の整備、交通指導取締りににおけるウェアラブルカメラ等のカメラ
6 映像の活用やドローンによる捜査資料の作成を進めるとともに、交通反則
7 切符のデータ端末での作成や反則金納付の電子化の導入を図るなど、より
8 効果的かつ効率的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努め
9 る。

10 交通事故抑止対策について県民の理解を深めるため、交通事故実態等の
11 分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、指導取締り計画に沿って組
12 織的に交通指導取締りを推進していることや、交通指導取締りの結果生じ
13 た交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両
14 台数の変化等、さらにその結果を踏まえた今後の交通指導取締りの方針等
15 についてウェブサイトや SNS 等を活用して県民に説明し、PDCA サイクル
16 に基づく交通指導取締りの趣旨や目的が伝わるよう情報発信に努める。

17 (イ) 背後責任の追及

18 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動
19 車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の
20 使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後
21 責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行
22 うことにより、この種の違反の防止を図る。また、事業所における従業員
23 による飲酒運転の発覚時の自動車の使用者の責任追及を含め、運行管理者・
24 安全運転管理者による運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有
25 無の確認等の義務の履行が徹底されるよう、指導を行うとともに履行状況
26 の確認を行う。

27 雇用する外国人が無免許運転等を起こした場合における雇用者等の背後
28 責任の追及を徹底する。

29 (ウ) いわゆる白タク・白トラの取締りの強化

30 いわゆる白タク・白トラ行為については、関係機関の連携の下、抑止に
31 向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有、取締り等を
32 強化する。

33 取締りについては、末端被疑者の検挙にとどまることなく、組織的な突
34 き上げ捜査等による全容解明や上位被疑者等の検挙に努めるほか、犯罪収
35 益の没収や車両使用制限等の制裁を複合的に実施することにより、効果的
36 に白タク・白トラ行為の排除を図る。

1 また、国内外の旅行会社や関係サイト運営者、配車アプリ提供者、その
2 利用者等に対して注意喚起等を行うことにより、白タク行為の抑止を図る。

3 (エ) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

4 自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し
5 て積極的に指導警告を行うとともに、令和8年4月1日から施行された自
6 転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を
7 中心とした事故抑止に資する取締りを推進し、悪質・危険な交通違反に対
8 しては検挙を行う。

9 自転車指導啓発重点地区等の選定状況を、具体的な選定理由と共にウェブ
10 サイトや広報紙等の効果的な媒体を用いて公表し、交通ルール遵守の重
11 要性及び重点地区等において推進する交通指導取締り等の活動に対する県
12 民の理解の確保に努める。

13 また、自転車利用時の「ながらスマホ」の取締りを通じた、若年時から
14 の基本ルール、遵法意識の浸透を図る。

15 さらに、飲酒運転等の悪質・危険な違反を繰り返す者や違反により交通
16 事故を発生させた者については、法無視の心理的傾向やこれまでの処分歴・
17 違反歴等を踏まえ、危険性帯有者として評価できる場合は、機を逸せずに
18 免許停止処分を行うなどの確に対処する。

19 (オ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの強化

20 特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導
21 取締りを強化する。

22 また、交通の危険を生じさせるおそれのある違反行為を反復して行った
23 特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、特定小型原動機付自転車運
24 転者講習制度を実施し、違反の再発防止に努める。運転免許を保有する悪
25 質・危険な違反を繰り返したり、悪質・危険な違反による交通事故を発生
26 させたりした運転免許を保有する者に対しては、免許停止処分を含めた的
27 確な行政処分を実施する。

28 さらに、シェアリング関係事業者に対して、悪質・危険な利用者のサー
29 ビス利用停止措置又はアカウント抹消措置を講ずることを働き掛ける。

30 (カ) ペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化

31 ペダル付き電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一般
32 原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレ
33 ートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免
34 許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般
35 原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周
36 知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転
37 に対する交通指導取締りを強化する。

1 また、ペダル付き電動バイクを電動アシスト自転車として販売する違法
2 な販売事業者対策を推進する。

3 **イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等**

4 高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違
5 反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り
6 体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的
7 な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

8 また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、
9 受傷事故防止等の観点から、速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的か
10 つ効果的な活用を推進する。

11 交通指導取締りについては、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点とし、
12 特に、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反、
13 携帯電話使用等の取締りを強化する。

14 **(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進**

15 **ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底**

16 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により
17 人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自
18 動車運転死傷処罰法」という。）第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件
19 も視野に入れ、適正かつ緻密な捜査を推進する。

20 **イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化**

21 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による
22 捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

23 **ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進**

24 交通事故の現場見取図の作成に活用する小型無人機（ドローン）や3Dレー
25 ザースキャナ、ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、
26 科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学
27 的な交通事故事件等の捜査を推進する。

28 **(3) 暴走族等対策の推進**

29 **ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実**

30 暴走族追放気運の高揚に資するため、青少年の非行防止県民一斉行動におけ
31 る夜間街頭補導、広報活動など青少年健全育成活動を積極的に行う。また沖縄
32 県青少年育成大会の開催など各市町村や関係機関等と連携を図り、青少年の健
33 全育成を図る環境整備活動を推進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆の集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

ウ 暴走族等に対する交通指導取締りの推進

集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する交通指導取締りを推進する。

また、違法行為を敢行する旧車会員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有するとともに、騒音関係違反及び不正改造等の取締りを推進し、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査を通じ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。

暴走族関係保護観察対象者に対する保護観察は、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。

ウ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。

このため、心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進する。さらに、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を推進する。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AED の使用を含む。）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中

1 学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法（AED の使用
2 を含む。）等の応急手当について指導の充実を図る。

3 **エ 救急救命士の養成・配置等の促進**

4 プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、
5 全国の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を
6 図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液等の特定行為を円滑に
7 実施するための講習及び実習の実施を推進する。また、医師の指示又は指導・
8 助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメ
9 ディカルコントロール体制の充実を図る。

10 **オ 救助・救急資機材等の装備の充実**

11 救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急
12 救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動
13 車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。さらに、救急医療機関等への
14 アクセスを改善するため、高速自動車国道における緊急開口部の整備を推進す
15 る。

16 **カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進**

17 本県では消防防災ヘリコプターが未導入のため、救急・救助活動でのヘリコ
18 プターの運用に向けて導入を推進する。

19 **キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実**

20 複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・
21 技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進する。

22 **ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備**

23 西日本高速道路株式会社が、道路交通管理業務と一元的に自主救急として処
24 理するとともに、沿線市町村等においても消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
25 の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人
26 命救護を行う。

27 このため、ドクターヘリが高速道路関係施設において離着陸し、救急救命活
28 動ができるようランデブーポイントの設定をしている。

30 **ケ 緊急通報システム・事故自動通報システムの活用拡大**

31 交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び交通
32 事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定する GPS 技術や、そ
33 の位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、自動
34 車乗車中の交通事故発生時に車載通信装置等を通じてその発生場所の位置情
35 報や交通事故情報を消防・警察等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自
36 動通報すること等により緊急車両等の迅速な現場急行を可能にする緊急通報

1 システム（HELP）や事故自動緊急通報装置（ACN）の広報・啓発を含めた活用を
2 促進するとともに、検知対象の拡大を図る。

4 **(2) 救急医療体制の整備**

5 **ア 救急医療機関等の整備**

6 県内すべての二次医療圏に「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院を
7 整備するとともに、二次救急病院で対応できない複数の診療科領域にわたる重
8 篤な救急患者への診察機能を有する24時間体制の救命救急センターの整備を
9 進める。

10 **イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等**

11 救急医療に携わる医師や看護師を対象とした、国が主催する救急医療に関す
12 る講習等や、保健所等行政機関に勤務する保健師を対象とした救急蘇生指導者
13 講習、消防機関等に勤務する救急救命士が行う特定行為の技能向上を図る講習
14 への参加を促すことにより救急医療担当医師・看護師等の養成を図り、交通事
15 故に起因する救急患者へのより充実した医療提供体制の確保を図る。

16 **ウ ドクターヘリ事業の推進**

17 交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、現在
18 運航している沖縄県ドクターヘリの安定継続的な運航を維持し、地域の実情に
19 応じた体制整備を図る。

21 **(3) 救急関係機関の協力関係の確保等**

22 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機
23 関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急
24 医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

25 また、医師、看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し、救命医療を行うこと
26 により救急患者の救命効果の向上を図るため、地域の実情に応じたドクターカー
27 の体制整備を進めるほか、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするた
28 め、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシ
29 ステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装
30 置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救
31 急体制の整備を促進する。

32 なお、これらは道路交通に限らず、全ての交通分野における大規模な事故につ
33 いても同様である。

7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行による交通事故について、加害者側の損害賠償責任を強化し、この損害賠償の履行を確保するため、原則として全ての自動車に対して自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付けるとともに、保険会社（組合）の支払う保険（共済）金の適正化を図り、また、政府において、ひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者等を救済するための自動車損害賠償保障事業及び平成13年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益の一部を基金として、その運用により被害者救済対策事業等を行うこと等により、自動車事故による被害者の保護、救済を図っており、今後も更なる被害者の保護の充実を図るよう措置する。特に、交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

また、近年、自転車加害者になる交通事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を加速化する。

さらに、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者等支援を積極的に推進する。

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

被害者等に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社（組合）への指導等及び指定紛争処理機関の保険（共済）金支払に係る紛争の調停等により保険（共済）金の支払の適正化を推進する。

イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者等への救済の観点から引き続き政府の自動

1 車損害賠償保障事業の適正な運用を図る。

2 **ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底**

3 自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要である
4 ことを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活
5 動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

6 また、ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対
7 しても引き続き自動車損害賠償責任保険（共済）の加入の周知を行う。

8 **エ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等**

9 自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保
10 険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様
11 化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被
12 害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き
13 続き指導を行う。

14
15 **(2) 損害賠償の請求についての援助等**

16 **ア 交通事故相談活動の推進**

17 交通事故相談所を設置し、地域における交通事故相談活動を推進する。

18 (ア) 交通事故相談所における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通
19 事故相談所は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター
20 その他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連絡協調を図
21 る。

22 (イ) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相
23 談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の能力
24 向上を図る。

25 (ウ) 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県のホームページや広
26 報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当
27 事者に対し広く相談の機会を提供する。

28 **イ 損害賠償請求の援助活動等の強化**

29 警察において、交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な支援の一助とする
30 ため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。また、法務省
31 の人権擁護機関において交通事故に関する人権相談を取り扱うとともに、日本
32 司法支援センター、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター及
33 び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての
34 相談及び援助に関する業務の充実を図る。

1 **(3) 交通事故被害者支援の充実強化**

2 **ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実**

- 3 (ア) 独立行政法人自動車事故対策機構による、交通遺児等に対する生活資金
4 貸付けを推進する。
- 5 (イ) 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故によって重度の後
6 遺障害（遷延性意識障害）を負った被害者の治療・看護を専門に行う療護
7 施設の設置・運営、及び自動車事故によって後遺障害を負った被害者のリ
8 ハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。
- 9 (ウ) 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故によって重度の後
10 遺障害（脊髄損傷）を負った被害者に対して十分な治療・リハビリテーシ
11 ョン等の機会を確保するための環境整備を推進する。
- 12 (エ) 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故によって重度の後
13 遺障害を負った被害者に対する介護料の支給及び短期入院・入所に係る費
14 用助成を適切に行う。
- 15 (オ) 独立行政法人自動車事故対策機構による、介護料受給者への相談・情報
16 提供等の充実・強化を図る。
- 17 (カ) 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故被害者等への相談
18 支援実施にかかる費用助成を適切に行う。
- 19 (キ) 独立行政法人自動車事故対策機構による、自動車事故被害者等に対する
20 各種支援制度について周知徹底を図る。
- 21 (ク) 公益財団法人交通遺児等育成基金による、交通遺児に対する一定水準の
22 育成金の給付について、社会経済情勢の変動も踏まえつつ、長期にわたり
23 安定的になされるよう援助を行う。
- 24 (ケ) 公益財団法人沖縄県交通遺児育成会の行う交通遺児等の援護に関する事
25 業に対する援助を行う。
- 26 (コ) 在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護者が、様々な
27 理由により介護が難しくなる場合「介護者なき後」に備えた環境整備を推
28 進する。また、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の短期
29 入院・入所の受入れを行う協力病院・施設の環境整備を推進する。
- 30 (サ) 自動車事故による高次脳機能障害を有する者に対する自立訓練、社会復
31 帰までの切れ目のない取組を推進する。
- 32 (シ) 事故の概要等の記録を残すこと、各種支援制度を知ること等を目的とし
33 た「交通事故被害者ノート」、「交通事故にあったときには」について、周
34 知徹底を図る。
- 35 (ス) 自動車事故による被害者をめぐる各種社会的資源やその生活実態の把握
36 を進め、必要な支援策の具体化に向けた調査研究を行う。
- 37

1
2 **イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進**

3 交通事故被害者等の支援の充実を図るため、交通事故被害者等に対して必要
4 な支援や課題等を発信するシンポジウムの開催や交通事故被害者等の自助グ
5 ループの活動の促進に資する施策を推進する。

6 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通課、交通安全
7 活動推進センター、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機
8 関相互の連携を図り、さらには、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

9 警察において、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情
10 報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「被害者の手引」を作成
11 し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の
12 被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の
13 充実を図る。また、交通死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る
14 意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供
15 を図る。

16 さらに、県警察本部の交通指導課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察
17 署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施する
18 などして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に
19 配慮した対応について徹底を図る。

20 検察庁、刑事施設、保護観察所等が連携し、交通事故被害者等に対し、被害
21 者等通知制度により、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の
22 処遇状況等に関する情報を提供する。また、不起訴処分について、交通事故被
23 害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、適宜の時期に、
24 処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。

25 「被害者参加制度」により、自動車運転死傷処罰法違反の罪を含む一定の犯
26 罪について、被害者やその遺族等から参加の申出がなされ、裁判所が許可した
27 ときには、「被害者参加人」として、刑事裁判の公判期日への出席等ができるこ
28 ととされており、検察庁においては、同制度の適切な運用に努めるとともに、
29 「被害者参加旅費等支給制度」について、適切に周知及び教示を行う。

30 このほか、検察庁においては、被害者支援員を配置し、交通事故被害者等か
31 らの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、検察庁における各種手続の
32 手助けをするほか、交通事故被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面
33 等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。

34 保護観察所においては、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、交通
35 事故被害者等からの相談に応じて、更生保護における被害者等施策の各種手続
36 の手助けをするほか、必要な関係機関等を紹介するなど、交通事故被害者等の
37 心情に配慮した対策を推進する。

1 また、検察職員に対し、各種研修において、犯罪被害者支援に携わっている
2 学識経験者等による講義を実施するほか、日常業務における上司による個別の
3 指導等を通じ、交通事故被害者等の精神的状態等に対する理解の増進に努める
4 など交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進に努める。更生保護官署職
5 員に対しても、各種研修において、交通事故被害者等や被害者支援団体関係者
6 の講義を実施するなどし、交通事故被害者等の置かれている現状や心情等につ
7 いて理解を深めるよう努める。

8 **ウ 公共交通事故被害者への支援**

9 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置
10 した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提
11 供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むこと
12 ができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身
13 のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。
14 引き続き、関係者からの助言を頂きながら、外部の関係機関とのネットワーク
15 の構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による
16 被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着
17 実に進めていく。

18 **エ 交通事故被害者等支援に関する情報発信**

19 交通事故被害者等支援に関する各種取組について、ウェブサイト上に掲載す
20 るなど、積極的な情報発信を行うことにより当該取組を周知するとともに、交
21 通事故被害者等が置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する県民の理
22 解の増進に努める。

1
2
3

第2章 軌道交通の安全

第1節：軌道交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）
県民が安心して利用できる、
一層安全で安定したモノレールを目指す。

第2節：軌道交通の安全についての目標

引き続き、乗客の死者数ゼロを目指す。

第3節：軌道交通の安全についての対策

〈2つの視点〉今後の安全対策を考える視点

- ① 重大事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

〈5つの柱〉講じようとする施策

- ① 軌道交通環境の整備
- ② 軌道交通の安全に関する知識の徹底
- ③ 軌道の安全な運行の確保
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の推進

第1節 軌道事故のない社会を目指して（基本的考え方）

人を定時に輸送できるモノレールは、県民及び来県者にとって利便性が高く、定時制に優れた欠くことのできない交通手段である。高密度で運行されている現在のモノレールにおいては、ひとたびモノレール車両の追突事故等が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。

このため、県民が安心して利用できる一層安全で安定したモノレールを目指し、重大事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

I 軌道事故の状況

本県のモノレールにおいては平成15年8月10日の開業以来、令和7年度末現在まで、運転事故及び乗客の死亡事故の発生件数はゼロである。

II 交通安全計画における目標

【数値目標】 乗客の死者数ゼロ

県民及び来県者の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、引き続き乗客の死者数ゼロを目指すものとする。

第2節 軌道交通の安全についての対策

I 今後の軌道交通安全対策を考える視点

沖縄県においては運転事故の発生件数はゼロであり、これまでの交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められる。しかしながら、重大事故が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、一層安全で安定したモノレールを目指し、重大事故の未然防止とともに、利用者等の関係する事故の未然防止を図るため、総合的な視点から施策を推進していく。

1 II 講じようとする施策

2 1 軌道交通環境の整備

3 モノレールの安全を確保するためには、軌道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、
4 運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

5
6 モノレール施設の安全性の向上を図るため、維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。

7 2 軌道交通の安全に関する知識の普及

8 事故の防止には、モノレール事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が
9 必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等
10 等への安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供する。

11 また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の
12 下、各季の交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、軌道の安全に関する
13 正しい知識を浸透させる。

14 3 軌道の安全な運行の確保

15 重大な列車事故を未然に防止するため、モノレール事業者への保安監査等を実施し、
16 適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ
17 適確に対応する。さらに、運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報
18 の共有・活用、気象情報等の充実を図る。

19 (1) 保安監査の実施

20 モノレール事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を
21 実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運
22 転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うと
23 ともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、計画的な保安監査のほか、
24 同種トラブルの発生等の際にも臨時に保安監査を行うなど、メリハリの効いたより
25 効果的な保安監査を実施するなどして、保安監査の充実を図る。

26 (2) 運転士の資質の保持

27 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。
28 また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について
29 適切に措置を講ずるよう指導する。

1 **(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用**

2 安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる
3 事故等の再発防止に活用する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による
4 安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

5
6 **(4) 気象情報等の充実**

7 軌道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴
8 火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び
9 迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。モノレール事業者は、
10 これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、
11 安全を確保しつつ、軌道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

12 また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、
13 維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化や ICT を活用した観測・
14 監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及
15 や情報の利活用促進に努める。

16
17 **(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応**

18 国及びモノレール事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、
19 大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

20 事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、モノレール事業者に対し、列車の
21 運行状況を的確に把握して、利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復
22 旧に必要な体制を整備するよう指導する。

23 また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、
24 事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

25
26 **(6) 運輸安全マネジメント評価の実施**

27 モノレール事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネ
28 ジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運
29 輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメン
30 トの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への
31 取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を的確に確認す
32 る。

33
34 **(7) 計画運休への取組**

35 モノレール事業者に対し、大型の台風が接近・通過する場合等、気象状況により
36 列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意すると
37 ともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画

1 的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

2 また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するた
3 め、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

6 **4 救助・救急活動の充実**

7 軌道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、
8 訓練の充実やモノレール事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協
9 力体制の強化を図る。

10 また、モノレール職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇
11 生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

14 **5 被害者支援の推進**

15 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公
16 共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓
17 口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長
18 期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への
19 対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言を頂
20 きながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォ
21 ーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故
22 の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。